

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 麻生 栄作

1 日 時

令和7年3月21日（金） 午後0時58分から
午後4時37分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

麻生栄作、阿部長夫、岡野涼子、嶋幸一、福崎智幸、守永信幸、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 渡辺淳一、企画振興部長 若林拓、
会計管理者兼会計管理局长 馬場真由美、議会事務局长 小石昭人、
人事委員会事務局长 倉原浩一、監査委員事務局长 河野圭史 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案、第14号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案及び第21号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

請願8については、採択すべきものと全会一致をもって決定した。

(2) 大分県公共施設等総合管理指針の改定（案）について、別府総合庁舎建替工事の進捗状況について、大分総合庁舎（仮称）の新設について、新たな大分県海外戦略の策定について及び大分空港海上アクセスの整備についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐（総括） 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主任 江川亜美

総務企画委員会次第

日時：令和7年3月21日（金）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係

13：00～13：30

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和7年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

(2) その他

3 企画振興部関係

13：30～14：50

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和7年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 21号議案 第三期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

請 願 8 しいきアルゲリッチハウスの県有化に関する請願

(2) 諸般の報告

①新たな大分県海外戦略の策定について

②大分空港海上アクセスの整備について

(3) その他

4 総務部関係

14：50～16：20

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和7年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 2号議案 令和7年度大分県公債管理特別会計予算

第 14号議案 包括外部監査契約の締結について

第 16号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

第 17号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

（農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会へ合い議）

第 18号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

（農林水産委員会へ合い議）

第 19号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

（福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会へ合い議）

第 20号議案 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

- ①大分県公共施設等総合管理指針の改定（案）について
- ②別府総合庁舎建替工事の進捗状況について
- ③大分総合庁舎(仮称)の新設について
- ④行政のデジタル化について
- ⑤大分県人材育成・確保基本方針の策定について
- ⑥大分県税条例等の一部を改正する条例案について
- ⑦大分県教育大綱の改訂について

(3) その他

5 協議事項

16:20~16:30

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

麻生委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行うので、御了承願います。

本日は、委員外議員として太田議員、猿渡議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案9件及び請願1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係の審査に入ります。

それではまず、第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち、各局関係部分について会計管理局から順次、説明願います。

馬場会計管理者兼会計管理局长 令和7年度大分県一般会計予算のうち、会計管理局関係について御説明します。タブレットの資料、令和7年度予算概要、会計管理局の3ページを御覧ください。

会計管理局予算総括表の左から3列目、当初予算額(A)の一番下、合計欄を御覧ください。人件費が4億6,334万6千円、その下の事業費が7億5,755万6千円、計12億2,090万2千円です。

歳出のうち主なものについて御説明します。予算概要の5ページを御覧ください。

事業名欄の会計管理費1億9,997万円は、会計課及び審査・指導室所属の会計年度任用職員経費や財務総合システムの運用、会計事務の指導等に要する経費です。

1ページ飛ばして7ページを御覧ください。

事業名欄の会計管理費1億8,586万4千円は、物品の調達及び管理指導、電子入札システムの運用などに要する用度事業費並びに本庁集中管理車の維持管理や電動車の導入に要する管理車維持事業費です。

次に予算概要の8ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、県庁舎管理費2億9,277万1千円は、県庁舎本館及び新館の清掃業務等の委託料や光熱水費などの管理経費です。

最後に9ページを御覧ください。

県庁舎別館管理費4,544万4千円は、県庁舎別館の清掃委託料や光熱水費などの管理経費です。

小石議会事務局長 議会事務局関係について御説明します。予算概要の3ページです。

当初予算の総額は、表の左下合計欄にあるように11億6,925万7千円です。

4ページを御覧ください。

表右上の第1目議会費は、表の左下にあるように8億8,438万円です。その内訳として、事業名欄一番上の議員報酬手当等6億2,978万7千円は、期末手当を含む議員報酬です。次に上から二つ目、議会運営費9,758万3千円は、表右側の事業概要欄にあるように、タブレット端末通信料などの議会デジタル化関連費用や議会広報に係る経費です。その下の政務活動費交付金1億5,480万円は、各会派に交付するもので、県議会政策機能強化事業費221万円は、政策検討協議会に要する経費です。

5ページを御覧ください。

表右上の第2目事務局費は、表の左下にあるように2億8,487万7千円です。その内訳として、事業名欄の給与費2億3,189万8千円は、事務局職員28名分の給与です。その下の事務局運営費5,297万9千円は、事業概要欄にあるように、会計年度任用職員の報酬、会議録テープ反訳料、印刷消耗費等です。

倉原人事委員会事務局長 人事委員会事務局関係について御説明します。人事委員会事務局の令和7年度予算概要の3ページを御覧ください。

人事委員会事務局の予算額は、総括表の左下合計欄に記載しているとおり1億6,612万7千円です。

続いて4ページを御覧ください。

第1目委員会費の予算額は、左下の目計欄に記載しているとおり761万3千円です。内訳ですが、事業名欄の一番上、委員報酬678万円は、人事委員3名分の委員報酬です。その下の委員会運営費83万3千円は、委員が出席する会議等への旅費や各都道府県の人事委員会構成する連合会、協議会への負担金等に要する経費です。

続いて5ページを御覧ください。

第2目事務局費の予算額は、左下の目計欄に記載しているとおり1億5,851万4千円です。主な内訳ですが、事業名欄の一番上の給与費1億2,704万9千円は、事務局職員16人分の給与です。上から三つ目の任用関係事業費2,548万円は、職員募集や採用試験の実施等に要する経費です。

多様で優秀な人材を確保するためには、より多くの受験者を確保する必要があります。このため、全国各地で受験可能なテストセンター方式の導入、先行実施枠試験の実施など、民間企業志望者でも受験しやすい試験となるよう見直しを進めてきました。さらに、来年度は、総合土木のみで実施していた技術面接を農業、畜産及び林業にも拡大し、特に採用者の確保が課題となっている技術職の受験者増を図ります。

また、職員募集についても説明会やガイダンスの開催に加え、ポータルサイトや各種SNSでの情報発信をより強化していきます。多様で優秀な人材の確保を図るため、引き続きより効果的な試験の実施や県職員の魅力の積極的な発信に努めます。

河野監査委員事務局長 監査委員事務局関係について御説明します。監査委員事務局の令和7年度予算概要3ページをお開き願います。

監査委員事務局の予算は、表左下の合計欄にあるように、人件費と事業費を合わせて1億9,339万5千円となっています。

4ページをお開き願います。

第1目委員費は、表左下の目計欄にあるように1,981万2千円です。その内訳ですが、事業名欄の一番上、給与費1,284万1千円は、常勤の監査委員の給料や職員手当等です。

次の委員報酬564万円は、非常勤の識見監査委員1名と県議会議員の中から選任された議選委員2名分の報酬です。その下の監査経費133万1千円は、監査委員が行う委員監査等に係る旅費です。

5ページをお開きください。

第2目事務局費は、表左下の目計欄にあるように1億7,358万3千円です。その内訳ですが、事業名欄の一番上、給与費1億6,143万5千円は、事務局職員20名分の給料や職員手当等です。その下の事務局運営費1,214万8千円は、会計年度任用職員の報酬等の経費、監査等の実施に伴う職員旅費及び需用費等の事務経費です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願います。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 では、私から議会事務局長に1点。議員報酬の現状のスキームからしたら、例えば病気になって休まざるを得ないとか、いろんな状況があるかと思います。公金で支出するスキームになっているけど、やっぱり今後そういった場合に、いわゆる慶弔費とか、あるいは互助会方式だとかいろんな方法があると思うんですが、病気になったときに議員をサポートすることも大事だし、一方で、報酬が公金支出であることに対する問題もあろうかと思っています。その辺の問題認識なり、今後のありようの研究をしていく必要があるかと思うのやけど、その辺の局長の認識を伺いたいなと思ひまして。

小石議会事務局長 ありがとうございます。

ちょっと難しい問題です。他県状況等も調査しながら、どうあるべきかを今後検討していきたいと思ひます。

麻生委員長 我々は、行政側の監視機能を発揮するために、いろんな支出、それを漫然としていたら駄目だと言わざるを得ない立場なので、我々自身も、もしそうなったときにどうあるべ

きかは考えておく必要があるかと思ひます。
議長もいることだし、ちよつと研究しておいて
ほしいと思ひます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはあ
りませんか。

猿渡委員外議員 1点教えてください。今、人
事委員会から、技術職の採用に關しての改善点
のお話があつたんですけれども、改善すること
によつて具体的にどのよつにプラスになるのか。
ちよつと私はイメージしにくくて、何か難しく
なるわけではなくてというところを教えていた
だけるとありがたいと思ひます。

倉原人事委員会事務局長 御質疑ありがとうございます。
思います。

技術職員の確保がなかなか厳しい中、公務員
の試験は、一般常識、教養問題と、あと専門試
験が二つあります。まず一次試験では5択の問
題になるんですけれども、それは農業だと、い
ろんな問題が出てきて、それを勉強しておかな
いと難しいことがあるので、今なかなか公務員
を目指す技術職員は少なく、民間企業でも受け
られる形で、専門試験の分野は大学等で勉強し
た自分の自信のある分野を、まず最初にアピ
ールシートに書いていただいて、それについて面
接官がそこを詳しく聞いていく形で専門試験を
していこうと改めるものです。それによつて、
少しでも受けやすくしていこうという考えです。

猿渡委員外議員 分かりました。ありがとうございます。
思います。

麻生委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかにないので、これで質疑を終
了します。

なお、本案の採決は総務部関係の審査の際に
一括して行ひます。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、最後に私から一言、
御挨拶を申し上げます。

〔麻生委員長挨拶〕

〔倉原人事委員会事務局長が各局を代表し
て挨拶〕

麻生委員長 ありがとうございます。

それでは、このたび御勇退される2名の方か
ら一言お願いします。

〔河野監査委員事務局長挨拶〕

〔渡邊会計管理局会計課長挨拶〕

麻生委員長 ありがとうございます。

以上をもつて、各局関係を終わります。執行
部の皆さんは、お疲れ様でした。

ここで、執行部が入れ替わるので、しばらく
お待ちください。

〔各局退室、企画振興部入室〕

麻生委員長 それでは再開します。

これより、企画振興部関係の審査を行ひます。
本日は、委員外議員として太田議員、猿渡議
員に出席いただひています。

まず、第1号議案令和7年度大分県一般会計
予算のうち、企画振興部関係部分について執行
部の説明を求めます。

若林企画振興部長 委員長をはじめ委員各位に
おかれては、平素から御指導をいただき誠にあ
りありがとうございます。では早速、本日審査をお
願ひしている案件等について、概括的に説明し
ます。

第1号議案令和7年度大分県一般会計予算の
うち、企画振興部の主な事業については、先日
の予算特別委員会で八つの事業に絞つて説明し
ましたが、本委員会では、その他の主要事業で
ある12事業を御説明します。また第21号議
案の第三期まち・ひと・しごと創生大分県総合
戦略の策定については、大分県行政に係る基本
的な計画の決議等に関する条例第3条に基づい
て、基本的な計画の策定にあつて議会の議決
を行つていただくものです。

このほか、新たな大分県海外戦略の策定、大
分空港海上アクセスの整備について御報告しま
す。では各所属長から詳細を説明します。よろ
しくお願いします。

鈴木政策企画課長 それでは、第1号議案令和7年度大分県一般会計予算について、タブレットの資料により説明します。3ページを御覧ください。

安心・元気・未来創造ビジョン2024推進事業費434万1千円です。この事業は、大分県長期総合計画の進行管理を県民参画のもとで実施する安心・元気・未来創造ビジョン2024推進委員会の開催や、県政における重要政策の企画・調整を行う部長会議、政策企画委員会の開催・運営を行うものです。

ビジョン推進委員会では、年間3回程度の会議を開催して、行政評価、県政重点方針、当初予算案等について、委員に御審議いただき、各政策・施策のフォローアップを行います。部長会議・政策企画委員会では、部局間を横断した県政の重要政策や時宜に応じた諸課題等についての議論を行い、政策県庁の実現を図るものです。

工藤おおいた創生推進課長 続いて、おおいた創生推進課関係について御説明します。次の4ページを御覧ください。

若年者移住サポート事業費5,182万7千円です。この事業は若年層の移住を促進するため、ニーズに沿った情報発信や伴走型の転職支援を行うとともに、転職なき移住の推進に向け、都市圏のリモートワークが可能な企業等に対する働きかけを強化するものです。

主な取組では、若年者を対象とした移住転職に向けたキャリアサポートを行うとともに、転職なき移住の推進に向けて、都市圏企業を対象としたオーダーメイド型モニターツアーの実施や移住体験に係る交通宿泊費等への支援を行います。さらに、新たに人材サービス企業等のネットワークをいかして移住・転職希望者を募集し、県内企業とのマッチングを促進する若年者移住・転職促進事業に取り組みます。

次のページをお願いします。

スキルアップ移住推進事業費3,947万円です。この事業は就職等による移住を促進するため、技術・資格の習得から移住、就職、定住まで一貫して支援するものです。まずIT分野

では、プログラミングスキル等を習得するエンジニアコースとWebを利用した市場調査や広告等を学ぶWebマーケティングコースの受講支援を行います。

また、来年度は新たに県内企業や女性からのニーズが高いファイナンシャルプランナーの資格取得を追加し、就職までワンストップで支援することとしています。

同じページが一番下、おおいた地域づくり活動支援事業費949万7千円です。この事業は特色ある地域活性化の取組の担い手確保と持続的発展を図るため、地域づくりに活躍している人や団体の活動紹介や担い手確保を支援する特設サイトを新たに開設するものです。

市町村から推薦のあった人や団体を登録し、その活動を県内外に広く周知することで、外部人材とマッチングを図りたいと考えています。

さらに、特設サイトの周知のためSNS等の各種メディアを活用するとともに、県内の大学等に対しても働きかけ、学生の積極的な参画も促進していきます。市町村ともしっかり連携し、特色ある地域資源や伝統文化等を未来へ継承していきたいと考えています。

次のページをお願いします。

上から2番目の持続可能な地域づくり推進事業費1億1,453万6千円です。この事業は、住み慣れた地域に住み続けたい住民の希望を叶え、将来にわたり持続可能な地域づくりを実現するため、集落機能を維持向上するネットワーク・コミュニティの取組を推進するものです。

主な取組では、推進体制の整備のため専門家を派遣するとともに、ネットワーク・コミュニティ構築に向けたモデル委託事業を実施します。また、地域課題解決に向けたネットワーク・コミュニティなどの取組に対し助成するとともに、引き続き地域コミュニティ組織広域協議会等を開催します。加えて、人口減少社会に対応したまちづくりに関する取組として、新たに市町村はもとよりスーパーなどの小売業や医療、金融機関などを対象とした、持続可能な地域づくりをテーマとした講演会を実施します。

田吹国際政策課長 国際政策課関係について御

説明します。次の6ページをお開きください。

上から2番目、海外ネットワーク強化対策事業費6,034万円です。この事業は成長を続ける海外の活力を取り込み、本県産業の活性化を図るため、県内の民間事業者等が海外展開しやすい環境を整備するほか、大阪・関西万博等を契機に海外自治体等との連携を強化するものです。

主な取組のうち、部局連携による一体的な海外プロモーションでは、今年度プロモーションを実施した米国及び台湾において、さらなるネットワークの深化を図るとともに、キーパーソン等を活用した新たな展開にも取り組みたいと考えています。また、二つ目の海外ネットワークの強化では、新たに海外県人会や留学生OB・OGなど、世界で活躍する本県ゆかりの人材を活用した県内企業の海外展開に向けたマッチング支援に取り組みます。また、大阪・関西万博等を契機に連携協定締結地域など、本県と関係が深い海外政府機関等を招聘し、教育・芸術文化等における交流を図るほか、観光や食等のPRを実施します。

様々なチャネルを活用して海外ネットワークを強化し、本県の海外戦略を強力に推進します。

宮成芸術文化振興課長 芸術文化振興課関係について御説明します。次の7ページをお開きください。

一番上、地域の芸術文化発展事業費3,229万7千円です。この事業は芸術文化の創造性をいかした地域活性化を推進するため、市町村が重点的に進める芸術文化事業への支援や芸術文化を活用した地域づくりを担う人材の育成を行うものです。

主な取組のうち、一つ目の地域の顔づくりに向けた支援では、地域の特色をいかした芸術文化の振興に取り組む市町村に対し、事業費の補助や専門アドバイザーの伴走支援を実施します。

二つ目の地域づくりアート人材育成では、芸術文化を活用した地域づくりができる人材の育成に向けて、事業企画、立案、実施を内容とした実践的なセミナーを開催します。

佐藤スポーツ振興室長 スポーツ振興室関係に

ついて御説明します。次のページを御覧ください。

上から2番目、ツール・ド・九州推進事業費7,439万5千円です。この事業はサイクルスポーツの普及拡大などを図るため、ツール・ド・九州2025のステージレースを宮崎県と共同開催するものです。

主な取組のうち、一つ目のツール・ド・九州実行委員会負担金では、九州経済連合会と福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県等で構成する大会事務局と連携し、海外選手の招聘や安全対策など、円滑な大会運営に取り組みます。二つ目の二重マル、ツール・ド・九州開催に係る機運醸成では、宮崎・大分ステージの周知や誘客を図るため、県内各地での周知イベントの実施やWebを活用した情報発信等を行います。

ツール・ド・九州では初となる2県にまたがるステージレースとなるので、両県でしっかりと連携して、大きな盛り上がりを出せるよう準備を進めます。

柴北広報広聴課長 広報広聴課関係について御説明します。次のページを御覧ください。

選ばれるおおい情報発信推進事業費1億527万8千円です。これは観光や移住、就業等、あらゆる分野で県内外から選ばれるおおいの実現を図るため、Webマガジン等で情報を発信するとともに、デジタル広告や外部専門人材等を活用し、各所属が実施する広報事業が効果的なものとなるように支援するものです。

具体的には、首都圏等の若い女性をターゲットにしたWebマガジンedit Oita（エディットおおい）において、本県の温泉やグルメ、工芸品等の情報を読者に刺さる記事にして発信するほか、令和7年度からは、県の施策を分かりやすく編集して発信するなど、本県の魅力をさらに届ける取組を強化します。

また、大阪・関西万博を契機として、本県の魅力ある風景や特産品などを収めた写真集を作成し、海外から来県する要人への贈り物の一つとして活用することで、本県のイメージアップと認知度向上を目指します。加えて国の交付金を活用し、生成AIを用いた県庁ホームページ

の検索機能の利便性向上にも取り組みます。

穴南統計調査課長 統計調査課関係について御説明します。次のページを御覧ください。

委託統計費7億1,833万3千円です。これは総務省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査の実施等に要する経費で、財源は全額国庫支出金です。令和7年度は、毎年実施する労働力調査などの経常調査に加え、5年ごとに行われる周期調査として国勢調査を実施します。

この調査は、我が国に居住する全ての人を対象に行われる最も基本的で重要な統計調査です。調査の結果は、法定人口として選挙区の区割りや地方交付税の算定基準に利用されるとともに、人口減少社会における少子・高齢化対策等の各種施策はもとより、民間においても広く活用されています。

幸野交通政策課長 交通政策企画課関係について御説明します。次のページをお開きください。

国際航空路線誘致・拡充促進事業費1億4,823万8千円です。現在就航中の国際線の安定的な運航継続を図るため、市町村等と連携して航空会社に対する空港着陸料等の運航費用軽減への支援や利用促進策、空港人材の確保対策を行うものです。

令和7年度から新たに取り組む空港人材誘致活動では、国際線受入体制の強化に向け、カウンター業務をはじめとした地上支援業務に係る人材確保に要する経費への助成を行うことにより、国際線の新規就航に対応するための支援を行います。

田原地域交通・物流対策室長 地域交通・物流対策室関係について御説明します。次の13ページを御覧ください。

一番上、交通結節点連携強化事業費1,139万円です。鉄道駅、空港及び複数路線が交差するバス停などの交通結節点における交通事業者の連携を図るため、鉄道や空港ダイヤに接続した路線バスの実証運行を行うものです。

具体的には大分空港・杵築駅・ハーモニーランドの間で、特急列車への乗り継ぎが便利な直行バスを走らせることで、交通事業者同士の連

携促進に向けた実証を行うとともに、外国人に人気の観光地へのアクセス改善に係る利用状況の検証を行います。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑等はありませんか。

守永委員 さきほど説明のあった事業の中で、委員会資料12ページの国際航空路線誘致・拡充促進事業費についてお尋ねしたいんですけども、ソウル線の定着に向けてこの事業を組んでいるということなんですが、どのくらいの利用客があれば定着できるものなのか、具体的な目標の設定がされているのか。また、新規路線として検討している路線がほかにどのようなものがあるのか、検討状況を教えていただきたいと思います。

あと、さきほど説明があった交通結節点連携強化事業費についてなんですけれども、特急列車と連携をする話もあつたけれども、JR九州との時間調整との協議もあわせて行うのか、その辺の状況を教えてください。

あと、実はホーバークラフトについてもちょっとお尋ねしたいと思っているんですが、これはまた後から説明があるんですよね。そのときにまた聞きたいと思います。

幸野交通政策企画課長 1点目の国際線の定着に向けた目標ですけれども、今、国際線は韓国がデイリー運航、それから台湾が4月から週2便で運航するとなります。1便当たりは大体180人乗りの飛行機になります。定着に向けた目標はいくらかというのは特段定めていませんが、高い搭乗率がやはり路線の維持、あるいは拡充につながっていくと思うので、この180席をできる限り埋められるような取組をしていきたいと考えています。

もう一つ、新規路線をこれからどう考えていくかという御質疑でした。それについては、大分県に多くお越しいただいているインバウンドのお客様が、第1位は韓国、第2位が台湾、第3位が香港、第4位以降やはりアジアの国々がそれぞれ多く来ていただいています。まずは、こういった大分県に魅力を感じて、直行便がな

くても大分県に来ていただける方々を、直行便で難なく大分県に滞在していただけるよう、大分空港に直接乗り入れられるように新規就航をしていきたいと考えており、さきほど言ったアジアの国々に対して新規就航路線ができないかという働きかけ、取組をしていきたいと考えています。

田原地域交通・物流対策室長 今の守永委員の質疑についてお答えします。

交通結節点連携強化事業については、JR九州の特急ソニックに接続することを想定し、今、公募を行っており、近日中に提案協議の方法で、どのような形で運航するかを決めることになっています。

基本的なスタンスは、公募条件として、9時から18時までの上りと下りの特急、1時間に1本あります。3月中旬、先日JR九州がダイヤ改正を行ったので、その特急ソニックの時間に合わせてバスを運行することを公募の条件にしています。JR九州との協議ですけれども、こういう事業を行うということについては、JR九州に説明して、御了解をいただいているところです。

麻生委員長 ホーバーの件は、諸般の報告の②でやるということでもいいんですね。（「はい」と言う者あり）

守永委員 ありがとうございます。

国際航空路線の誘致なり拡充といった部分では、なかなか目標設定は難しいとは思いますが、やはり180人の便に何%の搭乗率を目指すといったことを具体的に持つておかないと、それが即定着には結び付かないかもしれませんが、利用する方々にとってみても、どうなるかが不安になると思いますので、是非何らかの目標を設定していただければと思います。

また、アジア圏内での新規路線という話でしたけれども、ラグビーワールドカップを踏まえて、ヨーロッパ系の方々も大分県に興味を持ってもらうことで、翌年からコロナ禍に入ってしまったので、それが途絶えてしまっている状況があるんですけれども、やはりそのときの思い

出を持っている方々がまだヨーロッパにうちに、そういった方向での新規路線も含めて、どういうふう到大分県に来てもらうかは考えたほうが良いと思います。それについては何か考えがあるかお伺いしたいと思います。

あと、交通結節点連携強化事業については、具体的に協議をされているということで、利活用が進めばいいと思うので、是非様子を見ていただければと思います。

幸野交通政策企画課長 新規路線の欧米豪に向けた取組ですけれども、確かに、ラグビーワールドカップのときに多くの方に来ていただいて、大分県に興味を持っていただいていると思います。そうしたインバウンドのニーズは、これからも大分県への集客に向けて非常に大切にしたいと思っています。

一方で、新規路線で運航するとなると、ある程度の定性的な利用ニーズがないと、なかなか新規就航しても続かないこともあります。そういったニーズが確実に望めるかどうかというのは、これから欧米豪の国々の動向等も見ながら、検討はしていきたいと考えています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

嶋委員 関連していいですか。12ページの国際航空路線誘致・拡充促進事業費。説明では、ソウル線の着陸料やPR広告等に対し助成となっていますが、4月から出航する台北への直行便はどのようなスキームになっているのか、若干御説明いただきたいのと、これは定期便化に向けてしっかりPRしていくことが大事だと思いますが、ちょっと具体的に御説明いただけますか。

幸野交通政策企画課長 台湾便に関しての支援内容なんですけど、今、韓国の路線にしている着陸料、それからPRの広告などを台湾便にもしていきたいと考えています。具体的な支援内容とか金額に関しては、他空港との関係もあって公表はしていないんですけれども、今、資料の中の2番目に新規路線誘致対策と書いている、この中に台湾線が入っています。そういった内容をしたと思っています。

それと、PRに関してですけれども、これか

ら4月2日の就航を迎えて、42席が大分から行けるようになるということもあり、大分県民へのPR、それから180席の残りの席は台湾からの席になります。旅行商品という形でチャーター便になるので、そういった旅行会社を通じて大分県をPRできるような取組に支援していきたいと考えていますが、運航する航空会社とも相談しながら、支援内容を決めて取り組んでいきたいと考えています。（「分かりました」と言う者あり）

福崎委員 ツール・ド・九州推進事業費ですか、これは前年度より3千万円ぐらい減額になっているんですけど、もしかして、何か質問とかいろいろところで御説明があったかもしれないけど、聞き漏れているかもしれないので、申し訳ないんですけど、もう一度。3千万円近く前年度より減額されている内容と、減額されても昨年度以上に効果が何か望めるような方策等を考えているのかどうか、ちょっとお知らせいただきたい。

佐藤スポーツ振興室長 減額されている大きな要因ですけれども、宮崎県との共催によるものです。大会事務局本体に各県から負担金を支払っているんですけども、こちらの負担金も当然宮崎県と大分県で2分の1ずつになります。それと、今度、宮崎・大分ステージで、いろんな観戦スポットを設けたりイベントをやるんですけども、その分の経費も当然共催ということで減額しています。

今、宮崎県と早速コースの調整とか、県警との協議といったところを進めている状況です。（「是非よろしくをお願いします」と言う者あり）

佐藤委員 じゃ、同じくツール・ド・九州の関係なんですけど、2点。今現地を見て、大変盛り上がりがあって非常に素晴らしいと思っているんですけども、なかなか現地にいと全レース展開がよく分からないのが一つ。

それから、素人なものですから、ルールとか、どこのチームが強いんだとか、そういう情報が現地に行ってしまうとほとんど分からないです。これまでの議論の中で、Webでの放送もずっと

としているということですし、現地ですっと画面を見ていけば、説明が出てくるのでとても素晴らしいんですが、一つはYouTube等での生放映をしているのかどうなのか。それから、もう一つは、ある程度編集して短めにして、全体の流れ、それから説明等が分かるような番組仕立てにはできないのか、その2点ですね。

それから、すみません、もう一つ、4ページ、5ページからの移住・定住の関係なんですけれども、いろんな事業を組んでいただいているんですが、移住・定住の場合、これまでの議論の中にもあったと思うんですが、大分県に来て最終的には市町村間の競争になってしまうのですよね。そこでまた、県の場合、事業のづくりが難しいんじゃないかなと思うんですが、今回の部分もそうですけれども、市町村事業への支援にしていくのか。それとも、県独自で広報とか、今もそうになっているんですが、全体にかかる分だけにしてしまうのか、このままずっとしていくのか、その点から少し教えてください。

佐藤スポーツ振興室長 まず最初の、YouTube以外に現況が分かるような仕掛けをするのかですけれども、昨年大会で、各スタート、ゴール、それと途中のイベント会場で大型モニターを設置して、レースの状況が分かるような対策をしています。

それと、今後短く編集して番組をつくって、それで周知してはどうかといった意見ですけれども、それも非常に良いアイデアだと思うので、今年いかせるかどうか、検討・協議したいと思います。

工藤おおいた創生推進課長 県として、移住の給付金とか応援給付金は、県外から来られた方を県として支援しているんですけども、やっぱり市議会とかで言われて、市単独で給付金を出しているのは現実にあると思っていて、それを県としてやめろと言うのもなかなか言いにくい。本当はみんなで作るといいんでしょうけど、やっぱりそこは難しい部分があるんじゃないかなと。

今後、移住・定住を市町村でどうやっていかですけど、基本的にまだ移住者が好調に推移

しているのです、特に大きな問題があるとは認識していません。ただ、絶えず市町村の意見を聞きながら、より良い事業にしていきたくと思っています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

阿部副委員長 私から1点、9ページのツール・ド・九州推進事業費、今までお二方から質疑がありました、ツール・ド・九州は今まで過去2回やったんですかね。今回3回目ですけれども、ツール・ド・九州というスポーツイベントをどのように捉えて、これからこのイベントをどのようにしていこうと実行委員会は考えているのか。そこで県としてどのように関わろうとしているのかが1点です。

それと、費用が昨年比べて3千万円減額したとはいえ、大変大きな金額です。これが、過去2年費用に対してそれだけの効果が果たして出ているか。参加人数とか、あるいはそれにまつわる皆さん、大分県に入り込みがどれぐらいあったかという検証ができていて、これだったら毎年これぐらいの金を費やしてもいいなと考えているのか、そこら辺の費用対効果、まず2点をお伺いします。

佐藤スポーツ振興室長 ツール・ド・九州です。まず1点目の負担金の費用の件ですけれども、サイクルスポーツの普及もあるんですが、ツール・ド・九州で考えているのが、これが非常に世界的にも大きな大会で、サイクルツーリズムにつながるイベントだと思っています。やはり九州一体となって取り組もうといったところで、まず第1回目の大会は、福岡県、熊本県、大分県だったんですけれども、今回の第3回大会は、新たに長崎県と宮崎県を加える形になりました。いずれは全ての九州の県がオール参加で九州を盛り上げていくいいイベントだと思うので、引き続き大分県としても参画していきたいと思っています。

ただ、こちらは負担金がやはり非常に大きいことは、我々も重々承知しており、例えばさきほど質疑があったとおり、隣の県と共同開催することによって、そこら辺の経費も削減できるかと思うので、いかに低コストでやっていくか

も、当然これから取り組んでいきたいと思っています。

それと、費用対効果についてですけれども、第1回大会のときには、2万7千人の来場が大分県にありました。経済波及効果については、すみません、ちょっと今確かな数字は覚えていませんけど、9.1億円ぐらいの経済波及効果があったと思います。

それと、昨年の別府市をスタートして日田市がゴールの大会ですけれども、1回目の2万7千人を上回る3万人の来場がありました。10.1億円の経済波及効果が上げられています。県外からも多くの方に来場していただき、大分県に宿泊していただいていると聞いています。

阿部副委員長 それなりの効果があったと理解します。

ただ、これは、毎年これだけの費用負担をずっと継続していくのかという部分と、やはりそうであれば、県民の総参加みたいな、県民が十分理解してお祭りになるような、これだけの費用を出すのであれば。その割にはあまり、沿線とゴール地点、出発点とゴール地点ぐらいしかまだまだ周知がされていないんじゃないかなという気がするんですね。ですから、どうやって皆さんにこのイベントをシェアするかをしっかりと考えていただきたいと思っています。

あと、これは別の話になるんですけれども、今までの県民スポーツであった大分県内一周マラソンが今なくなっていますね。大分合同新聞社主催でやっていただいたわけですが、なくなって3年か4年になるわけです。中距離・長距離ランナーは、大分県一周、県内一周駅伝を目標に競技を一生懸命頑張ってきたところがあるわけです。今、このスポーツを、県内一周駅伝を復活させようという火が少しずつ起きかかっています。経済団体の皆さんが協力してやろうとか。また、そういったときに大分県が、ツール・ド・九州にこれだけのお金を出すと。

仮に県内一周駅伝を復活しようとしたときに、大分県としてそこら辺はどのように考えているか。このなくなった大分県内一周駅伝、これを

復活したらいい、いや、もうそんなのはなくていいんじゃないのとか、大分県としてどのように考えるかと思っています。その質疑を1点。

それと、これは県民総参加の春のイベントでしたが、復活をしようとしたときに、大分県が費用負担をどれくらい、このツール・ド・九州ぐらいの金を出すか。こんなにかからないと思いますけども、そこら辺の腹があるかないか、どう捉えるか。そこら辺はどう考えますか。大分県の春の大きなイベントでした。

佐藤スポーツ振興室長 ツール・ド・九州については、やっぱりオール県民で盛り上がるような仕掛けを、そこは阿部副委員長が感じているのも、我々の努力不足なところがあると思うので、頑張っていきたいと思います。（「それは是非やってください」と言う者あり）

県内一周駅伝ですけれども、我々も、なくなって寂しいといった声は聞いています。実際、今ここは、大分陸上競技協会がこれまで所管していたので、実際は教育委員会の体育保健課で要望というか声を直接聞いています。阿部副委員長からそういった御意見があったことは体育保健課にも伝えて、我々も一緒に考えていきたいと思っています。

阿部副委員長 ありがとうございます。これはやはり大分陸上競技協会や教育委員会だけでは済まない。やはり企画振興部がここにかまないと、これは前に進まないと思います。そこで、しっかりと今後よろしくお願いします。

若林企画振興部長 恐縮ながら、私は生で見たことがないのですけれども、駅伝があるというのは聞いたことはありまして、このツール・ド・九州そのものは、今阿部副委員長からも御指摘がありました。やはりまだまだ発展途上の段階であって、もっともっと頑張らないといけない面があると私も感じていますし、佐藤スポーツ振興室長からも説明があったとおり、持続可能な仕組みとかを引き続き考えなきゃいけないと思います。

一方で、九州知事会や九州地域戦略会議という九州全体の経済界と合わさったところで、九州全体の発展のためにやっているものです。九

州の全部の県がこれをやるようにということで、今、官民が合わせてそのあたりに向けて頑張っているところです。ということで、これはこれでしっかりと引き続き発展させていく必要があると思っています。駅伝の話、今は教育委員会でも話を受けていると私も聞いているので、そのあたり、また競技力の観点からどうするか、今いろいろ多分、中で検討しているんだろうと思います。それはそれとして、また中で案が出てくるようであれば、私どもとしても誠意を持ってしっかりと検討したいと思っていますので、その点は御理解いただければと思います。

佐藤スポーツ振興室長 さきほどの経済波及効果の数字ですけれども、第1回目の大会は9.1億円と申しましたが、正確には9.5億円です。

麻生委員長 私から、2点要望と2点伺います。

まず、要望。予算概要32ページ、海外ネットワーク強化対策事業費について説明がありました。アメリカや台湾のプロモーションということでしたが、昨年からも既に今年でモンゴルのウランバートルとの直行便、3回目になります、毎年夏場に直行便を飛ばしている。これは助成金も何もなしに、清水元モンゴル大使のおかげで実現しているわけです。昨年、私もポケットマネーで行ってきましたが、ウランバートルの可能性、そして、コンテンツツーリズムの話が今回の議会でも出されましたけれども、コスプレイヤーが、週末フードフェアをやっていた中で、びっくりするような数の若者がコスプレイヤーとしていらっしやったという現実からすると、モンゴルーインチョン便は10便あるわけですね、1日に。大分ーインチョンもあるわけですから、これをどうやってつなぐかや時間の改正とかそういった部分については、可能性を秘めた相手国ということで、是非頑張っ取り組んでほしいなど。今年、宮崎県が早速、宮崎フェアをウランバートルで行うことを決めているわけですから、東九州フェアとして是非、新幹線に絡めてもいいし、東九州フェアという形で、大分県も入って、今年も第3便を飛ばすわけだから、是非研究して、早期に実施してく

ださい。実行してほしいことを1点要望で申し上げます。

それから、58ページの県単位統計費で、県民経済計算とか市町村の経済計算といったこと、多分統計を出してきているんだろうと思います。一般質問でも申したとおり、官民の利活用に関して、福岡県のオープンサイトと見比べたときに、大分県のオープンサイトが見劣りしているんですね。活用できるのかなと。しっかり福岡県のオープンサイトを見て、活用できるように、横串をしっかりと刺していただきたい。そのことを要望しておきます。

それから、64ページの九州の東の玄関口としての拠点化推進事業並びに67ページの交通結節点連携強化事業に関して、今回は杵築駅を使ってやるということですが、フェリー航路の利用促進も含めて、JRの西大分駅、昨年、大分交通の生活路線である杵原線、机張原線が路線バスを廃止されて、大分駅まで住民が来ていたのが、西大分駅付近でコミュニティバスが止まっている。だから、よそから来る方ももちろんですけど、大分でもともと暮らしている方々を最優先にして、交通結節拠点として、JR西大分駅のバリアフリー化、エレベーターやエスカレーターとか、お年寄りがあの階段を上るのは大変だと。また、フェリー利用者もスーツケースを持って階段を上ったり下りたりして、さんふらわあの乗り場まで行っている。今回、またホーバークラフトも就航するなら、交通結節拠点としての西大分駅の活用。夏は暑いし、冬は寒い、あそこはエアコンも何もない駅です。こういったことをしっかり対処していく必要があるかと思うのですが、これについての見解、認識を伺います。

それから、65ページのホーバーターミナルおおい管理運営事業費の中で、昨年の予算特別委員会で、私は、国東半島の半島振興法を活用して、その中にホーバーの計画をどう組み込んでいるのかと、半島振興法による助成金を幾分なりとも財源確保のために使って、グランドハンドリングや人員確保、これは必要ではないかを問題提起、政策提言しましたが、その後の

取組状況について伺います。

田原地域交通・物流対策室長 麻生委員長から、西大分駅の利活用について御質疑がありました。確かに、委員御指摘のとおり、昨年、西大分の一部路線バスが休止となり、大分市がコミュニティバスを走らせることで、なかなか西大分の八幡や机張原の人が直接大分駅に行けなくなった事実があるのは承知していますが、大分駅のコミュニティバスを使い、高崎と大分駅を結ぶバスに乗換拠点を設け、バスで乗り換えているところで、現実御活用していただいています。

あと、西大分駅のバリアフリーについては、バリアフリーの一定の要件があります。大分県内では、要件を満たした3千人以上と2千人以上で実施計画があるところについてはバリアフリーを完了しており、あと、随時必要に応じてJR九州に要望をしながら、バリアフリーに取り組んでいるところです。

また、西大分駅は、確かに委員長御指摘のとおり、先日のホーバーのイベントのときには西大分とシャトルバスを走らせ、かなりの方に利用していただいたとお伺いしているのですが、またホーバーが就航したときに、ホーバーの利用客の移動がどうなっているかも考え、西大分の利活用等についてまた考えていきたいと思えます。

幸野交通政策企画課長 今の西大分駅活用のホーバークラフト就航の動きなんですけれども、西大分駅に可能性がすごくあるのは、昔から言われているところです。それで、我々も定期就航した後、ホーバーターミナルにどういった行き方をするのか、あるいは、どういった行き方をするのが観光客や県民の利便性がいいのかという調査をしたいと考えています。そのときは、西大分駅から西大分港までの間のアクセスについても調査をしたいと考えています。それを踏まえて、また考えていきたいということが1点。

もう1点、来年度計上するこのホーバーターミナルの管理運営費なんですけれども、国東側にあるターミナルと、それから大分側にある大分港、西大分地区のターミナルの管理運営費になります。主なものは、光熱水費や庁舎の管理費、清掃等々の委託料ということで、まさに管

理に係る経費なので、半島振興法上の取組ではないんですけれども、ただ、おっしゃるように、これから定期就航をして、国東側のターミナルがもっとどんな活用ができるかは、これからはちょっと検討していきたいなと考えています。予算の中身はそれにはそぐわないんですけれども、そこは課題として考えていきたいと思えます。

麻生委員長 さきほどの西大分のバス停の件、地域の方が降りたバス停と、乗換えの場所が全く違うという認識がまだ現実に出ていないことを指摘しておきます。

それから、半島振興法、グランドハンドリングを含めて担い手不足の中で、定期券の購入もできるようなことも含めてという話の中で、要は、お金がないといつも理由を言うんだけど、そういう工夫も何もしてなくて、計画の中にそういった部分をしっかり盛り込むには相当時間がかかるわけですから、早くやらなければ間に合わない。さきほどの乗換えのバス停の話も含めて、政策の実行の優先順位が全く違っていると、そのことだけ強く指摘をしておきたいと思えます。

委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 お疲れ様です。

5ページのおおいた地域づくり活動支援事業費。高齢の方が中心になっている地域も多いと思うんですけれども、積極的な大変いい取組をされていることを支援する中身かと思うんです。ちょっと具体例を示していただけるとありがたいかなと思います。

ボランティアでされていること自体に無理があるんじゃないかという活動もあるし、やはり高齢の方の場合は、SNSでPRするとか、インターネットでPRするとか、そういうことに対する支援が必要だなと感じているので、そういう内容でよいのか教えてください。

工藤おおいた創生推進課長 実際、今回、特設サイトに載せる地域づくり活動なんですけど、市町村から推薦をいただくイメージをしていて、例えば、竹田市で竹楽をやっている方とか、伝統芸能みたいなことをしっかり取り組まれている

方とか、要は、その市町村が後世に残していきたいものを推薦していただきます。1年目は多分60ぐらいだと思うんですけど、それをサイトに載せて、活動を紹介して、例えば竹楽の竹を切るボランティアに参加しませんか、あるいは、当日のイベントをお手伝いしていただませんかとかを御案内して、外部の方とマッチングをしたいなと考えています。

猿渡委員外議員 幅広いいろんな活動に今後広げていけるようお願いしたいのと、もう一つは要望なんですけれども、私は一般質問でJR九州のソニックの車椅子席の件を申し上げたんですが、あれは、指定料金を払っているにもかかわらず、しかも御本人プラス付添いの方も指定料金を払っているにもかかわらず機能を果たしていない状況なので、その点、是非JR九州と協議していただくよう、これはもう要望で結構です。よろしくをお願いします。

太田委員外議員 12ページの大分空港の関係なんですけど、今すごいインバウンドのお客が多いんですけど、やはりこういう定期就航便をつくるためには、アウトバウンドをどうやって創出していかかすごく大事で、向こうの人も、日本に来てくださいというのは分かるけど、やっぱり日本からどのくらいそれぞれ来てくれるんですかというのはほとんど見えない、そういう声をよく聞きます。

それとは別に、やはり日本が今すごく労働力不足で、どこからそういう労働力をカバーするのかという点で、やはりインドネシアとか、もうその先の10年後にはインドとか。今、インドのお客ってほとんど来ていないんですよ。人口の割には、多分もう中国を追い越して世界一なんでしょうけど、そこの接点がない。だから、目先じゃなくて、もう10年、20年先のことも含めて、しっかり大分県として、そのときによそがどうこうしているんじゃないくて、その辺を見据えて、今することも大事ですけど、また先のこともしっかり取り組んでほしいと思えます。

それと、ツール・ド・九州なんですけど、湯布院町ではもう昔からツール・ド・湯平で手づ

くりのイベントをやっています。そして、あまりお金をかけないで、ボランティアで民間がしっかりその辺をカバーしながら。そうすることによって、地元の人と来てくれるお客さんとの交流が生まれて、次の年もしっかりと来てくれるような取組もしていますので、その辺もしっかり研究していただければ、お金をかけないでもできることもあるということをお願いしたい。

麻生委員長 要望と提言と言うことでよろしいですか。（「はい」と言う者あり）ということで、しっかり対処してください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。

なお、本案の採決は総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第21号議案第三期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について、執行部の説明を求めます。

工藤おおいた創生推進課長 資料14ページをお願いします。

第21号議案第三期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について御説明します。第三期戦略の作成にあたり、総務企画委員会では9月に策定着手を報告し、12月の骨子の審査、1月の定例外の委員会では素案を審査いただいたところですが、これまでの審査を踏まえ、このたび最終案として議会へ提出しました。

内容については、2035年に100万人の人口維持を目指し、特にこの5年間で早急に取り組む必要がある三つの重点課題に対して、ひと、しごと、まち、ひとやものの流れの四つの政策体系に沿って、64のKPIを設定し、必要となる59項目の施策を盛り込んだものです。

なお1月の委員会で、嶋委員からいただいた、アルファベットの3文字等で記載された略語について、本文中に和訳を入れてはどうかとの御意見を踏まえ、可能な限り本文に和訳を挿入するなど、読みやすさに配慮しています。その他、委員の皆様をはじめ、各議員からいただいた御意見や要望については、関係部局としっかり連

携し来年度以降、この第3期戦略に基づく大分県版地方創生の取組にいかしていきます。

委員の皆様方におかれては、引き続き大所高所からの御意見、御指導をよろしくお願い申し上げます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

太田委員外議員 2033年に出生率1.84を目指すと書いていますが、今、沖縄県が1.65でトップですけど、それを越して1.84と、ちょっと段階的に飛び過ぎているんじゃない。もうちょっと手の届く数字や日本一出生率を目指すなら分かるんですけど、この1.84というのは途方もない、今の状況だと。それが、何でここに1.84が数字として出てきたのかというのをお尋ねしたいんです。

工藤おおいた創生推進課長 この1.84というのは、県民の方にアンケートを取ったり、統計上から見て、県民が今望んでいる数字が1.84になります。ですから、これからいろいろな施策、県民が少なくとも望んでいるところまでは目標として上げたいという思いで、1.84という数字を出しています。

麻生委員長 県民意識調査の理想の子どもの数やね。

工藤おおいた創生推進課長 そうです。結婚された方が何人子どもが欲しいかという国の統計もあり、あと県民意識調査、そういうものを加工して作っています。

太田委員外議員 それなら分かるんですけど、じゃ、やはり出生率日本一を目指すことも一方で上げていかないと、誰が実際当事者としてこれを実現していくのか。我々、当事者能力はないんですから。やっぱりしっかりその辺を共有しながら、この数字が実現できるような人たちに訴えかけられるようなものにしていかないと、数字だけは簡単ですけど、現実にこの数字を達成するのは大変な努力というか、共有意識がな

いとできないと思うし、その辺をもうちょっと何か考えてほしいなと思います。

若林企画振興部長 御指摘のとおり、この希望を実現するのは簡単なことではなく、危機感を持ってしっかりやれという御趣旨かと思えます。これを設定する際も、我々、部を超えて議論しましたけれども、やはりなかなか簡単じゃないという意見もたくさんありました。

ただ一方で、これぐらい思い切ったところを目指していかないと、やっぱり100万人を推計どおりいけばいつか割っていくわけですが、やはりこれぐらいのペースで人口が減少していくんだということも、それはそれで大変大きな課題で、希望はしっかり実現していくことを掲げて、今、太田議員御指摘の点もありましたけれども、やはりこれは企画振興部だけでなく、いろんな部が、それぞれ県民や経済界とか含めて、しっかり共有をして進めていかないと、この1.84に近づけていくこと自体がとても難易度が高いことだと思っているので、今の御指摘をしっかりと中で共有して実行していきたいと思っています。

麻生委員長 ありがとうございます。そういうことです。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、請願の審査を行います。請願8しいきアルゲリッチハウスの県有化に関する請願について、執行部の意見を求めます。

宮成芸術文化振興課長 請願8しいきアルゲリッチハウスの県有化に関する請願について説明します。資料の19ページを御覧ください。

しいきアルゲリッチハウスは、公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団が、篤志家である故

椎木正和氏からいただいた寄付により建設した記念館で、別府市のビーコンプラザ前にあります。この施設には150人程度の小規模な音楽ホールとアルゲリッチの顕彰コーナーが備わっており、平成27年5月に開館して、今年で10周年を迎えたところです。

現在ハウスは、同財団により音楽文化の発信、若手音楽家の育成、教育や福祉分野との連携など、施設の基本理念を掲げた運営方針に沿って運営されており、請願にも記載されているとおり、国内外の一流演奏家のコンサートや子どもたちの心の育成を目的としたピノキオコンサートの開催等に活用されています。

今回の請願は、今年音楽祭が25回目、ハウスが開館10周年の節目を迎えることを契機として、ハウスの活用を一層進めるため、財団における議論を経て提出されたものと認識しています。マルタ・アルゲリッチさんにおいては、平成8年に別府アルゲリッチ音楽祭の総監督として就任以来、本県音楽文化の発展に多大な貢献を賜っており、ハウスは音楽祭の活動拠点にもなっています。

県としては、これまでも財団の活動を支援してきたところであり、請願に記載されている財団の体制やハウスの現状等は理解していますが、ハウスの県有化については、県議会をはじめ県民の御理解が得られるかがまずは重要であると考えています。本日の請願の決議はもとより、各関係者の御意見も伺いながらこれからしっかり検討していきたいと考えています。

麻生委員長 この請願については、紹介議員の嶋委員がいるので、一言どうぞ。（「いいんですか」と言う者あり）

嶋委員 今お話があったとおり、アルゲリッチ音楽祭は今年で25回目です。御案内のとおり、この音楽祭は、県内外、国内外に高く評価される、まさに大分県の宝です。私は別府市在住ですが、別府市民の誇りでもあります。

このアルゲリッチハウスは、この音楽祭の継承、音楽人材の育成、音楽文化の発信等に大きな役割を果たしてきました。説明にあったとおり、このハウスは開館10年を迎え、今後は、

老朽化する施設の改修やハウスの活用促進等、様々な課題が生じてきます。これから大分県の芸術文化を発展させていくためには、このハウスを県有化して、音楽祭の成果を検証し、その精神を後世に引き継いでいかなければいけないと思っています。

推薦議員ではなくて紹介議員ではありますが、皆さんの御理解を賜りますようお願い申し上げます。

麻生委員長 ありがとうございます。それではこの請願について委員の皆様から、御意見、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 よろしいですか。今同僚である嶋委員からも是非ということですので。

委員外議員の皆さんから何かありませんか。

猿渡委員外議員 ありがとうございます。財団の皆さん、本当にこれまでもいろいろ苦勞されながら、子どもたちの育成、心の育成を含めて大変御努力いただいていると思います。ここにあるように、そういう御努力を、実績をもっともっと評価し、良さをいかしていただく、そのためにも大事なことだと思いますので、よろしくをお願いします。

麻生委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは皆さん嶋委員から思いがよく伝わったようなので、これより請願の取り扱いについて協議いたします。

いかがいたしましょうか。

〔「採択」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは、採択についてお諮りします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本請願は全委員一致をもって採択すべきものと決定しました。

執行部は、第2回定例会の常任委員会で請願の処理結果について報告をしてください。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、こ

れを許します。

①と②を一括して説明をお願いします。

田吹国際政策課長 資料20ページを御覧ください。

新たな大分県海外戦略の策定について御説明します。昨年12月議会の本委員会において戦略の概要を報告しましたが、その後に実施したパブリックコメントにおいて12件の御意見を頂戴しました。

例えば、多文化共生は大事であるが、地域の理解が進まないと実現しないのではないかとの御意見を踏まえ、戦略3の多文化共生社会の実現に、地域住民・企業の理解促進に向けた取組を追記したところです。具体的には、外国人に対する地域生活におけるルール・マナー指導や地域・企業の理解促進のための交流などを行う団体を伴走支援し、モデル事例を創出するとともに、県内各地域への横展開を図ります。

次に、資料21ページを御覧ください。

ターゲット国・地域の基本的な考え方について説明します。国・地域によって市場ニーズや規制の状況は様々であり、変動も激しいことから、新たな戦略では各国・地域の市場動向を的確に把握し、本県の分野ごとの強みや成長段階に応じたベストミックスにより、戦略的に対策を実施することとしました。

具体的には、キーパーソンやニーズの把握、販路開拓の状況などに応じて、県産品や産業、人材、誘客などの分野ごとにターゲット国・地域を設定し、取るべき対策の方向性を整理しています。例えばフェーズ1の県産品においては、香港やシンガポールなどをターゲットに輸出実績がある牛肉や養殖ブリと白ねぎ、かぼす等をセットにしたオール大分の産品提案による新たな販路開拓を行い、フェーズ2ではEU向け牛肉の初輸出等に取り組みます。

人材の分野では、MOUを締結したインドネシア、ベトナムからの人材受入れを進めるとともに、その他東南アジア等についてもキーパーソンを活用した受入れの可能性を探っていきます。誘客においては、各国・地域に設置している戦略パートナーと連携した誘客対策を実施す

るとともに、就航が決定した台湾線の継続、さらなる国際線の誘致に取り組みます。

今後は、戦略に基づいた取組を着実に進めることが大切です。部局横断的に進捗や課題、成果を共有しながら、世界から選ばれるおおいの実現に向け、取組を加速します。

幸野交通政策課長 続いて、資料22ページをお開きください。

大分空港海上アクセスの整備について御説明します。ホーバークラフトの就航に向けて地域住民から心配の声が上がっていた運航時に発生する騒音調査について、まずは訓練時における騒音調査を取りまとめたので御報告します。

左上の概要を御覧ください。調査期間は令和5年11月から令和6年12月までで、調査内容としては、空港側及び大分側のターミナル周辺において各3回実施しました。その下の環境基準ですが、空港側は国東市の環境基準を定めた条例に船舶が含まれていないことから、環境庁告示で示している航空機騒音に係る騒音の環境基準を準用して62デシベル以下、大分側は大分市騒音防止条例を基準に60から70デシベル以下となっています。その下の計測地点ですが空港側は航走路周辺の7地点、大分側は大分港西大分地区の9地点の調査をしたところです。

調査結果については右にまとめています。空港側では空港に最も近い地点①について、ホーバークラフトの騒音が周辺の環境音を下回ることで測定できなかったものの、その他の地点では3回の調査で全ての地点で基準を下回る結果となりました。大分側では1回目の調査では1地点で環境基準を超える結果となったものの、2回目及び3回目は全ての地点で基準を下回りました。

この1回目の調査で上回った地点①ですけれども、1回目の調査が訓練開始後間もない時期だったので、エンジンの空吹き等の影響で基準を超えたものの、2回目以降の調査では操船技術の向上等により、基準以下になったと考えられると委託事業者から報告を受けています。

最後に、今後の騒音調査のスケジュールです

けれども、現時点では訓練時の騒音調査が終了し、各地区の皆様方へ結果報告を行っているところですが、今後の定期航路が就航した後、定期航路就航時、夜間訓練開始時、夜間航行解除時と、それぞれの段階によって音の大きさが変わる、あるいは夜間等は音の基準が少し下がることもあるので、引き続き計3回の調査を実施する予定です。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の方から質疑などはありませんか。

守永委員 何点かあるんですけども、まず一つが、ホーバークラフトの騒音調査について。さきほど、空港側の地点①において、周辺環境音を下回って測定不能ということについては、空港の騒音ということを書いていましたけれども、飛行機の離発着の音のことを言っているとすれば、ホーバーが動いているときと飛行機の動いているときに重ならないときは測定可能なはずなんですけれども、それを測定できないと言われているのはどういう理由か、ちょっと教えてください。

また、ホーバークラフトの定期就航路線の就航見込みについては、どのような状況なのかです。今日、昼間のNHKのニュースで、ホーバーの風で人が倒れて怪我をされた事案について報道されていたんですけども、この事故については県に報告があったのか、それもちょっとあわせて教えていただきたいと思います。

あともう一点、大分側のターミナル等の有効活用として、大分空港へのエアライナーのバス停をつくることは考えていないのか、これはちょっとこの案件とは別のことになってしまいますけれども、あわせて教えていただければと思います。

幸野交通政策企画課長 4点御質疑いただいたので、回答します。

まず、今回の騒音調査の国東の地点①ですけれども、調査の仕方が朝の6時から夕方18時まで、ずっとその音を拾い続ける調査内容になりました。音は、1秒ごとに最大値を全て朝6時から18時まで足して、それを全ての時間

で割り戻す。要は、1秒当たりの最大値がどこで出たかを調査しています。この国東側の調査のところは、ホーバークラフトが着いた段階で、通常のほかの地点ではぱっと上がるんですけども、それが上がらず、ずっと同じ音の量だったので、航空機の音で阻害されたというよりは、通常的生活音の中にホーバークラフトの到着音が入ってこなかった、要は音の高低がなかったと。これは生活音しか聞こえないため今回の測定が不能だったということです。空港の基準を大幅に超えているということではなくて、そういったものだったと聞いています。

それから、2点目の定期就航の今後の見込みです。現在、定期就航に向けては、別府湾の周遊をして、その中で経験を今積んで取組を進めているところです。運航事業者においては、船の操縦、それからメンテナンスに係る人材の育成の強化等に励んでいる段階であります。現時点では、国の安全確認検査の受検であったり、実際の就航時期を正確に見通せる状況にはないと伺っています。

いずれにしても、ホーバークラフトは県民の貴重な財産です。安全を第一に、早期の就航を目指してほしいと県としては考えています。

3点目は、今日お昼のニュースにあった書類送検の話ですけれども、県として運航事業者に求めている報告は、海上運送をする中で、船員法というのがあって、それに基づいて、事故等が国に報告をすることがあれば、県にも報告をしてほしいと求めています。これまでの事故は随時報告をいただいて、それは基準を定めて発表しています。

本件に関しては、その船員法とかに基づくものではなくて、対象ではないんですけども、運航事業者として、大分第一ホーバードライブ株式会社の職員が怪我をした事案があったことは、情報共有という形で我々にも教えてはいただいています。その上で、ホーバードライブの社内で、関係法令等に基づいて適切な対応、処置をしていることもあわせて情報共有をいただいています。

4点目の、ターミナルの有効活用におけるエ

アライナーのバス停の設置についてなんですけれども、まずは、大分駅と大分側のターミナルとの間の二次交通のアクセスをいかにしていくかを県としては考えており、シャトルバスの3か月間の実証運行、あるいは、それにあわせた実態の調査を見て考えていきます。その上で、エアライナーのバス停をターミナルに設置するかは、あわせて検討していくことになるのかなと考えています。

守永委員 ありがとうございます。

さきほどの空港側の地点①の騒音測定の方法ですが、実際、現地で人が耳にする中では、ホーバーの音は聞こえるはずですよ。それが測定の方法で反応はないというか、音が検出されないのは、測定方法そのものにやはり誤りがあるのか、それほど、その地点で聞こえる音そのものが問題にならないような小さな音でしかなかったのか。この辺は、測定不能ではなくて、ゼロならゼロではっきりそう書く方がいい。見て分からなかったと言われると、周りの方々も、どういふことなんだろうと疑問しか残りませんので、その辺は測定方法の在り方も含めて、ちょっと検討していただく方がいいのかなという気がしました。

あと、ホーバークラフトの定期航路の就航の見込みがなかなか立たないというのは、正にそのとおりのことなんだろうとは思っています。ただ、事故報告等については、海上運送法上の問題点として捉えたものを報告に上げる。情報共有で、報告そのものはあったんだろうと思うんですが、ホーバーの風で倒れて怪我をしたことは、非常に大きな事象だと捉えたんですけども、事故の捉え方なり報告のありようについても、逆に見直すべき課題があると感じたんですが、その辺は、またおいおいでも整理をすべきじゃないかと思います。それについてはどう対応していくのか、考え方を教えていただければと思います。

また、ターミナルの活用、大分空港へのエアライナーの活用についても、今後、二次交通のアクセスの在り方について検討する方向ですけども、ある程度物を整備した中で、どう使い勝手をよくしていくかは、もう物ができている以

上は、方向性として検討されるべきものではなかったのかなと思います。あと、エアライナーそのものについても、今どういう課題を持っているかは御存じだと思うんですが、そのエアライナーが持つ課題を踏まえたときに、新川発で大分駅経由で空港まで行くと、実際問題、車でその発着地点に行った方々が、車の停め場に苦労している実態もあるわけなんですよ。そういったときに、新川から少しずらして発着することによって、その課題の解決が図れるし、行きはホーバーで行ったけれども、帰りはホーバーに乗れなかった利用客のことも考えれば、どう対応すべきかは、何らかの工夫ができるのではないかなと思います。そういった点も含めて、今後、二次交通については検討いただきたいと思っています。

麻生委員長 要望でいいですか。

守永委員 最後のは要望でいいです。

幸野交通政策企画課長 騒音調査の地点に関しては、委員おっしゃるように分かりにくい点があると思います。地区の方々に御説明する中では、こういった理由だったということをお説明しようと思っています。今、その場所がちょうど空港の出口の交差点の場所で、東のターミナルより少し離れた道路間際でもあり、車の音なんかの生活音に紛れてしまって、なかなか反応がなかったと聞いています。ホーバーの音が全く聞こえないというよりは、ほかの音と区別がつかなかったということです。

それから、事故の報告に関しては、今回、運行事業者から連絡をいただいた段階では、詳細な、どういった事故がどういった理由でというような具体的なことというよりは、これは国に報告をするような案件ではなく、職員に怪我があったという内容の報告で、詳細に関しては、そこまでの報告を求めていなかったのが、県が把握していなかったというのがあります。ただ、今、委員がおっしゃるように、これから事故の状況の把握などは、運行事業者と一緒に話していきたいと思っています。

それから、最後、エアライナーのバス停で交通事業者が抱えている課題もよく承知していま

す。こういった形が一番県民の利便性がよくなるか、合わせて一体になって一緒に考えていきたいと思っています。

麻生委員長 時間も迫っているのですが、その辺、なぜこの時期に急遽そのような報道になっているのかも含めて、しっかりまとめて随時、逐一報告をしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

福崎委員 私からは二つなんですが、まず騒音なんですけど、ホーバーに人が乗っていない時点での騒音ということは、ホーバー自体に負荷がかかかっていなくて走行していることになるのかなと。例えば、定員全員が乗ったときは総重量が相当なものになって、それに対するホーバー自体の負荷が、浮上する負荷もかかるし、前に進むのにも力がかかってくると思うんですよ。車でも、空の車と人が満杯に乗っている車じゃ、エンジンを吹かして同じスピードを出したときに負荷も全然違うと思うんです。そう考えると、これで低いからといって、全然安心できる値じゃないのかなと思うので、今後しっかりと運行がされるかどうかは、ものすごくされないんじゃないかと私は思っているんですが、微妙だなと思います。

例えば今、周遊ルートが許可されているんですから、大分側は満杯の負荷で騒音調査ができるんじゃないかと思うんですが、10月10日で調査をやめているので、実際には大分側での調査は、せつかくできる機会があるのに、なぜしなかったのかと。大分側だけでも分かったんじゃないのかなと思うんですが、そこら辺はどうだったのか。

それと、さきほどの今日のニュースのホーバー事故の件なんですけど、また一つかちんとくるのは、ちょっと怪我をしたぐらいのレベルの言い方みたいな感じがして、骨折しているんですよ。これは重大事故、それも業務上であるならば、はっきり言ったら報告しなければいけない案件ではないのかなと。県としても、どういう内容だったのか聞けなかったのかなと。例えば、報告があったのは、報告するだけの値があるということなので、聞けば、これが、何で

そこにいたのかとか、再発防止は何か聞いたのかとか、私は県の姿勢もちょっと甘いんじゃないのかなと感じています。このままでは就航に対しての県民の理解が得られないと思いますが、そこら辺、県としてどういう考えなのかをお聞きしたいと思います。

嶋川交通政策局長 ホーバークラフトに関して、県民に不安を抱かせる報道が今回もあったということでもあります。昨年6月の事案ということで、すみません、私自身もこれは聞き取りのレベルにはなりますけれども、恐らくホーバードライブから、当時、県の担当者が正式に報告を受けたということではなくて、恐らく艇庫の中で、いろいろ話を聞いた程度だと聞いています。そこで、当初ホーバードライブからあった内容、それから今回報道であげられたような内容、なぜ骨折するような怪我に至ったのかという原因に関して、当時の県が受けた内容と今回の報道内容にそごがないのかを含めて、なぜそもそも航走路、ホーバークラフトのような機体が航行するような場所に自転車で通行するようなことになっているのか。普通、飛行機なんかでしたら制限エリアで、徹底的に車両の通行なんか規制されていますから、ホーバードライブのそもそもそういった全体の船員への育成、あるいはマネジメントの課題であるとかもある意味、会社の立ち上げで、まだそんなに期間がたっていないところもあるかと思えます。そこに対してこれは県も一緒になって進めている事業なので、これは会社任せではなくて、しっかりと特に法令遵守に関しては、私どもも、国あるいは運輸局、それから製造業者等も含めて、いろいろ日々調整を、労力を割いてやっています。肝腎要の、やはり最後の、こういった船員であるとか、お客さんは当然ですけども、そういった方々に怪我が極力ないように、私どももホーバードライブと共に、まずは原因究明からしっかりと徹底し、そういった改善の見直しを不断に図っていきたいと思っています。

福崎委員 これは労災認定されたんですか。

嶋川交通政策局長 会社からは労災事案だと聞いています。

麻生委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の皆さんはよろしいですか。

太田委員外議員 新たな大分県の海外戦略で、2番に外国人材の活躍促進とあるんですが、県庁の中での外国人材の活用をどのように考えているのか。要するに、こういう戦略を策定する中で、外国人材の知見を活用する考え方なり、実際にそういうことが行われているのか、お尋ねしたいんですが。

田吹国際政策課長 お答えします。

県の外国人材、職員の採用となると人事課になるんですけども、活用という面では、こちらの国際政策課にも国際交流員がいます。今は韓国と中国の方がいらっしゃるんですけども、そういった方々に地域住民との触れ合いの派遣事業を分担してお手伝いしていただいたり、あと、国際政策課が実施している政策、施策について意見を伺うなど、そういうところで人材活用をしています。

太田委員外議員 それは、5番のターゲット国の地域的な考え方と、そこと何か密接なある意味では関係があって、こういうことをされて挙げているのか。

田吹国際政策課長 外国人材の活用は、さきほどちょっとお話もあったんですけども、国ごとに、新たな人材の獲得ということで、インドやネパールといったところを考えています。あと、インドネシアも介護人材等でいろいろMOUを締結したりしているので、またそちらにも力を入れていたり、国や産業ごとに、その辺は実情に合った対策を取っていこうと考えています。

麻生委員長 これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、最後に私から一言、御挨拶を申し上げます。

〔麻生委員長挨拶〕

〔若林企画振興部長〕

麻生委員長 ありがとうございます。

それでは、このたび御勇退される方からも一言お願いしたいと思います。

〔穴南統計調査課長挨拶〕

麻生委員長 ありがとうございます。

以上をもって、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆様は、お疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。再開は午後3時とします。

午後2時58分休憩

午後3時00分再開

麻生委員長 それでは再開します。

これより、総務部関係の審査を行います。

本日は、委員外議員として太田議員、猿渡議員に出席いただいています。

初めに、本日審査をいただく案件について、渡辺総務部長から概括的な説明をいただきます。

渡辺総務部長 初めに私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。

本日の委員会では、付託案件8件について審査をお願いしています。第1号議案令和7年度大分県一般会計予算については、共生社会おおいた、選ばれるおおいたの実現に向け、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県づくりを進めるための経費について計上しています。

また、諸般の報告において、大分県公共施設等総合管理指針の改定（案）についてなど、7件について報告します。各事項の詳細については、それぞれ担当する所属長から説明するので、どうぞよろしくお願ひします。

麻生委員長 それでは、第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について御説明します。なお、歳入全般については予算特別委員会で説明したので省略します。

それでは、総務部関係の歳出について説明します。

令和7年度総務部予算概要を抜粋した総務企

画委員会資料で説明します。お手元のタブレットの総務企画委員会資料の2ページを御覧ください。

総務部の一般会計歳出予算額は、左から2列目の予算額（A）欄の上から3行目、計にあるとおり1,917億7,782万円です。これを令和6年度当初予算額と比較すると、右端の前年度対比欄にあるように104億1,247万2千円、率にして5.7%の増となります。これは物価高や原油輸入量の増加等により、税収が増収になったことに伴う地方消費税清算金の増等によるものです。

次に、予算特別委員会で説明を省略した事業のうち、主な事業について説明します。3ページを御覧ください。

事業名欄の一つ目、県有建築物保全事業費30億円は、県有建築物を長期にわたり安全・安心な状態で活用するとともに、財政負担の縮減・平準化を図るため、施設改修を一元的に管理し、計画的な保全工事を行うものです。令和7年度は竹田総合庁舎や消防学校の大規模改修工事等を行います。

次の4ページを御覧ください。

事業名欄の四つ目、自治体サイバーセキュリティ対策強化事業費671万円は、近年国内外で増加している重要インフラへのサイバー攻撃から県内自治体の所管する水道・病院を守るため、県と市町村で連携しセキュリティ対策の強化を図るものです。

次の5ページを御覧ください。

地方自治振興事業費4億4,763万7千円は、主に地域振興事業や災害関連事業を対象とする市町村への貸付事業等の原資とするため、市町村振興宝くじの収益金を公益財団法人大分県市町村振興協会に対し交付するものです。

次の6ページを御覧ください。

参議院議員選挙執行経費7億3,320万4千円は、本年7月28日の任期満了により行われる参議院議員通常選挙の執行に要する経費です。

次の7ページを御覧ください。

事業名欄の二つ目、参議院議員選挙臨時啓発

事業費393万2千円は、参議院議員通常選挙における有権者への啓発に取り組むものです。

次の8ページを御覧ください。

事業名欄の三つ目、私立専修学校魅力発信事業費2,132万7千円は、高校生が県内専修学校の魅力を理解した上で進路選択を行える環境を整えるため、一般社団法人大分県専修学校各種学校連合会及び各専修学校が実施する魅力発信活動等の支援を行うものです。

次に9ページを御覧ください。

事業名欄の三つ目、フリースクール連携強化事業費180万円は、私立小中学校の不登校児童生徒の多様な学習機会の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、フリースクール利用料助成を行う市町村への支援を行うものです。

以上で総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。なお、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が、現在開会中の国会に提出されています。この法律案が可決成立した場合、本年4月1日から施行される規定があることから、当該部分に関する大分県税条例等を専決処分により改正したいと考えています。詳細については、後ほど、税務課長から御説明をします。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑等はありませんか。

福崎委員 2点教えてほしいんですけど、県有施設の保全事業で大規模改修等をするときは、例えば省エネに対応して、例えば壁面の耐熱塗装や、屋上の耐熱塗装化とかもすることがあるのか。外壁塗装をしたときに耐熱の塗料を使われているのかということですね。かなり省エネにつながっていくと聞いているので、そこをちょっと教えていただきたい。

もう一つは、参議院選挙の関係なんですけれども、よく言われるのは、期日前投票所、例えば大分駅とか大型のテナント施設に設けることによって投票率が上がっていくわけですね。気軽に投票できるということがあるのですが、そこら辺の検討、県として投票率を上げていくためにどういう検討をしているのかをちょっと教えていただきたいんですが。

渡辺県有財産経営室長 それでは、県有建築物保全事業の防水工事なんですけど、屋根防水については、大規模改修時に屋根の劣化が進むと、天井とか内部改修に影響を及ぼすので、そのタイミングで改修工事を行います。基本的には防水の工事をやっているんですけど、塗料がその中に入っているかまでちょっと承知していないので、それは後ほど確認をしたいと思います。

今井市町村振興課長 参議院選挙の関係ですけど、期日前投票所は、商業施設でいえば、イオンモール三光やトキハ別府店などで行っています。ホルトホールでも行っているんですけども、大分駅については、ホルトホールと近いこと、駅内の場所を確保するのがなかなか難しいこと、あと、通信機器を使うようになるので、その通信機器を使うのがなかなか難しいということで、実現していない状況です。

あと、若者の期日前投票を促すために、大分大学や前回の衆議院選であった日本文理大附属高校でも期日前投票をやった経緯があります。

渡辺県有財産経営室長 さきほどの防水工事ですが、今確認した段階では、そういった遮熱用の塗料は使ってはいないということです。

福崎委員 高くなるかもしれませんが、やっぱり遮熱とか耐火塗料というのを使って、できる限り室内の温度が上がらないように対策を取った方が、より省エネにつながっていく効果が大いと思うので、是非とも御検討をお願いしたいと思います。

それと、パークプレイスはものすごく集客力があって県下一です。市町村選挙と違うので、参議院議員選挙は、はっきり言えばどこでも投票していいんじゃないかと思うので、是非ともそこら辺を交渉していただきたい。そういうところで投票率は上がっていくと思うので、御検討していただきたいと思います。要望です。

渡辺県有財産経営室長 さきほど福崎委員からあったとおり、外壁にそういったものを使うのは確かに効果があるので、現在、大規模改修のときに、一部複層ガラスも取り入れています。またそういった外壁に関してはこれから検討したいと思います。

岡野委員 9ページのリースクールの連携強化の分なんですけど、これは予算特別委員会的时候にも守永委員からもありました。私が理解がちょっとできなくて、これはリースクールの利用助成を行う市町村の支援に要する経費だったんですけれども、全県にリースクールと連携しているところは何個かあって、その中でも今市町村で助成をしているのは2か所だったと記憶しているんですが、そのみに行うのか、そうではないのか、もう少し詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

木部学事・私学振興課長 フリースクールについてお答えします。

まず、県内の市町村でリースクールの助成を行っている市町村は、日田市と別府市になります。

今、市町村の状況なんですけれども、11月に県教育委員会が説明をして、それに向けて補助制度を創設したりといった取組をしている最中です。対象は、市町村が補助するものに対して県が補助するという事になっているので、今段階は分かりませんが、対象が広がっていく可能性はあります。

岡野委員 ということは、令和7年度に対象が広がっていく市町村なので、それを見越してこうして予算措置をしているという意味でいいですね。

木部学事・私学振興課長 はい、そのとおりです。まだ、見込まれているかどうかは、各市町村の議決とかによりますけれども、それに対応できるように県としては予算額を措置しています。

守永委員 3点ほどお尋ねします。まず1点が、県有建築物保全事業費の関係なんですけれども、予算がついている中で、埋蔵文化財センターに1億円を超える予算がついているんですけれども、今現状として、建物そのものが塩を吹いているような雰囲気の状態なんです。一応、展示館としての位置付けもあるので、もう少しきれいにならないものかなと常々見ながら心配しているんですけれども、そのような改善工事をするのかどうか教えてください。

あと、4ページにあるモバイルワーク推進事業費について、このモバイルワークの利用状況とあわせて、職員の勤務・労働環境の改善にあたってどのように取り組んでいくのか、教えていただければと思います。

それと、同じく4ページの自治体サイバーセキュリティ対策強化事業費についてなんですけれども、この事業はインフラ基盤に関して各個別に対策を講じることへの支援なのか、また別の意味で、県として全体を網羅できるサイバー対策を講じるのか、その辺の状況を教えていただければと思います。

あと、リースクールについて。さきほどの岡野委員の質疑の関連になりますけれども、私立学校に対するリースクールになるわけなんですけれども、何人ぐらいを見込んで予算を計上しているのか、何か見込める実態を把握できているのか、その辺を教えていただければと思います。

渡辺県有財産経営室長 今度の埋蔵文化財センターの改修工事ですけども、令和7年度は管理棟の内部の大規模改修を予定しています。

三浦人事課長 モバイルワークについてですけども、現在、モバイル用のパソコンを600台用意しており、コロナ禍でかなりテレワークが進んだ状況です。実際のところ、新型コロナが非常にはやっていて最大のときは1万6,573人の年間の利用があったんですけれども、それが少しずつ収束をして、令和5年度は9,078人の利用があったところ。令和6年については、まだ12月末現在ですけども6,583人で、大体令和6年度も令和5年度ベースでの推移になろうかなとは思っています。若い人を中心に、働き方改革とか、そういったモバイルを使ったテレワークとかを進めてほしいといった声がたくさんあるので、引き続き推進に努めていきたいと思っています。

木口電子自治体推進課長 サイバーセキュリティの事業の関係ですけども、今回の事業については、令和6年6月に自治法の改正がありまして、サイバーセキュリティ確保方針の策定と、これを公表して、さらにこれに基づいた必要な

措置を講じることとされており、今回の事業ではこれに沿って、一つがセキュリティのためのポリシーの作成、それぞれの自治体ごとにどういったセキュリティの対策を取るかというポリシーを定めています。

特に行政部門については、全ての団体が対策を取れているんですけども、公営企業の病院や水道については、やっぱりそういったセキュリティに詳しい人材をなかなか十分配置できていない状況もあります。昨今も、名古屋港や中津市民病院等でもサイバー攻撃がありました。もう今、どの自治体でもセキュリティが弱いところはそういった攻撃があるので、その方針をつくるためのひな形を提供していくのが一つ。

もう一つは対策として、内部監査。外部からするのはどうしてもコストがかかるので、最低でも内部監査をやっていただくためのチェック項目等のひな形について、今回、県で準備して、市町村の公営企業に提供していきたいと考えています。

木部学事・私学振興課長 フリースクールの予算の組み方なんですけれども、フリースクールの補助については、生活保護世帯に対して補助をすることになっています。生活保護世帯は統計上パーセンテージが出るので、その率を乗じて予算を積算しています。

県下で、今、これは公立の小中と私立の小中で、私立の場合は、小学校が明星小学校のみで、中学校は4校あるので、それで積算をしています。

渡辺総務部長 さきほどのモバイルワークの補足で、今年度、これまで月に5日を上限として在宅勤務に取り組むようにしていたんですが、もうその5日の制限も取っ払ってできるようにしたので、これまで以上にまた利用されると見込んでいます。

守永委員 コロナがきっかけではあったかもしれませんが、モバイルワークで新たな働き方が見つけられたと思うんですね。その中で、ワーク・アンド・ライフ・バランスをどう保つかも含めて、積極的に活用できるように進めていただければと思います。よろしくお願いま

す。

それと、埋蔵文化財センターについては、今回のこの事業の中には外壁の対応は考えられていないということですけども、非常に見て寂しい建物になってしまっているの、是非今後検討していただければということと、また、さきほど福崎委員からも話があったように、耐熱剤の外壁塗装を入れ込むことによって改善できる部分もあれば、そういった効果も含めて御検討いただければと思います。

それと、フリースクールで私が疑問に思っているのが、私立に行く児童生徒で生活保護世帯が想定されるのかなということですけども、多分、小中学校だと特待生みたいな制度は私立でもないと思うんですね。一定程度の支払をしながらということになるのかなと思って、非常にそういった面でのフリースクールとの結び付きも難しいような気がしたんですけども、かなり低い率をかけて想定したのでしょうか。

木部学事・私学振興課長 すみません。この部分については、低い率を乗じたというよりも、公立と同じく生活保護世帯の率を単純に予算措置として確保しています。だから、そこで操作をしているということはありません。

守永委員 そういったケースでも、もし困っている子がいればということでの対応と考えれば、きちんと予算措置をする姿勢そのものが大事だと思うので、今後ともそういった方針で取り組んでいただければと思います。

佐藤委員 1点お願いします。県有建築物保全事業で、これはもうしようがないんですけど、北部振興局の例で、行くたびに、執務室、部屋が変わっていたり、入口、玄関が変わっていたり、駐車場がなくなっていたりしていたので、本来の玄関に大きく表示を出すようお願いをしたいと思います。

阿部副委員長 宝くじの収益を市町村に配るのに、市町村振興協会についてちょっと教えてください。僕は初めて聞くので、単純にこれは何だろうと感じただけで、この団体なるものは、どこにあって、どういう組織で、どういう人が運営しているのか、ちょっとそこらを教えてい

ただけますか。

今井市町村振興課長 市町村振興協会は市町村振興会館の中にあり、大分市長が理事長になっています。理事で、各市町村長の一部とあと議会の議長が入っています。それと、あとは私が理事になっています。もともと、宝くじの振興基金を受け入れて、そこで各市町村が行う事業に対して貸付けを行う団体になります。

阿部副委員長 それは宝くじの収益金だけを扱っている団体ですか。

今井市町村振興課長 はい、おおむね宝くじの交付金等を活用する団体になります。

阿部副委員長 分かりました。ありがとうございました。

麻生委員長 私から2点伺います。

さきほど、モバイルワーク推進事業費に関連して、働き方改革が非常に進んでいるということで、在宅、リモート、テレワークといった形の中で、環境整備に対しても予算があるんですが、それに伴って、例えば在宅ワークの場合は、通勤手当は減額しているのかどうか。その辺がどうなっているのか。

また、もう1点は時差出勤ですね。今年の1月の新年互礼会のときに、大分市長は、熊本県と熊本市、あるいは金融機関や大手の知識労働的などところについては、TSMCの大渋滞に対抗して、思い切った時差出勤を行うことで協定を結んで実行に移すということでしたが、大分市長は元日に新年互礼会で何か表明をしたんですけど、大分県・市並びに大分銀行とか、何かそういった中心部に出てくるようなところで話が進んでいるのかどうか。

渋滞対策としての県職員の時差出勤について、従来は30分だった、あるいは県警については9時半というのが今9時になっているけど、そういったことも含めて、30分ぐらいじゃ駄目だと。1時間以上それぞれ調整してずらしていくような話が出ていたんですが、何かその実行はあるのかどうか、新年度からどうなっているのか。

以上、2点について伺います。

三浦人事課長 まず1点目の在宅勤務の関係で

すけども、今回、在宅勤務手当について予定をしていますけれども、これについては、国がもう先んじて導入をしています。それから、さきほど総務部長も申したとおり、月5日までとされていた在宅勤務を、その上限を撤廃して、これからますます進んでいくのかなという思いから導入をしています。これについては、今、一月当たり10日間を3か月以上する場合に手当を3千円支給することになってはいますが、実際、そうすると出勤しないことになるので、そこについては、通勤手当と相殺することを予定しています。

それから、時差通勤については、県としては、仕事と育児、介護、それから長距離通勤といった観点から時差通勤をしており、残念ながら今のところ、渋滞緩和という観点からの時差通勤制度は設けていません。

ただ、例えば大分駅が高架になったときには、県としても渋滞緩和を目的として時差通勤をやりましたし、記憶の新しいところでは、昨年8月に台風第10号で高速道路が臼杵ー津久見間で通行止めになりました。このときに、その区間を通れない方々は、みんな一般道に下りて渋滞が生じていましたので、そういったときには県としても渋滞緩和の観点から時差通勤を認めています。

今後、様々な事案に応じて、そういったことを留意しながら進めていきたいと思っています。

麻生委員長 確か新年互礼会で、大分市と県と商工会議所の場面で大分市長が表明して、県もよろしくという意味表示だったような認識なんですね。だから、市もやるようになったのかどうか確認して、やっぱり人ごとじゃいかんし、先日の一般質問の中でも、大分市内の渋滞がひどいわけですから、本庁の通勤時間について、関係各所、経済界、大分市、県とも協議をして、是非これは強く求めておきたいと思います。

渡辺総務部長 今、人事課長も申しましたが、過去にもやっぱり交通渋滞緩和でやったことがあります。やっぱりそういう施策としてやっていこうという部分について、我々、全く後ろ向

きにやるつもりはありません。やっていきたいと思うんですが、委員長が言われるような、大分市からそこについての積極的な働きかけもまだ聞いていませんので、どういう状態になっているかは、また改めて確認をして、またそういった話が出てくれば、県としても積極的に一緒になってやっていきたいと思います。

麻生委員長 まあ、新年互礼会のああいった場面で表明している中で、その場に知事から県の幹部も市の幹部もいる中で、そのままになっていることはけしからん話であって、役所は何をしているんだと。そういったところが政治に対してあるいは行政に対する不信につながっていると思うので、しっかりやってください。

委員外議員は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 参議院選挙の件ですが、さきほど出ました期日前投票もそうなんですけど、大学でやるとかも非常に大事かと思うんです。今、2拠点居住や転職なき移住とかで、地元を離れているケースもあると思うんですよね。大学生も、住民票はこっちに置いているけど県外に住んでいるとかね。そういう場合の不在者投票が非常にやりにくい、難しくて、なかなか現実的にはする人が少ないと思うんですよね。何日か前までに手続きしないといけないとかも非常に手間がかかるので、そういう地元を離れている人が増えている状況の中で、それは大分県だけでできることではないので、関係機関と協議していただいて、何かもうちょっとやりやすい、投票しやすい状況をつくっていただけるとありがたいと思いますので、是非お願いしたいと思います。

それともう1点は、さっき、フリースクールの件、生活保護家庭とおっしゃったんですけど、住民税非課税じゃなかったですかね。そこをちょっと確認させてください。

今井市町村振興課長 選挙に関して、2拠点居住や大学生等が大学を出たときに不在者投票をしなくちゃいけない状況になるのを改善するために、引っ越したら住民票をまず移しましょうという話をしています。

とはいえ、それは選挙で、あまり大分県から

出て、住民票を出してもらってはちょっと困る面もあるんですけども。

不在者投票のやりにくさは、確かにいろんな方面から聞くので、我々、選挙の事務に関して国に対する要望を出す機会があるので、御要望をいただいたら、そういう機会を利用して要望していきたいと考えています。

木部学事・私学振興課長 すみません。生活保護世帯と申しましたけども、生活保護世帯と非課税世帯も含まれます。厳密には、準要保護者という形を取っています。

太田委員外議員 関連なんですけど、参議院選挙で2年前の大分市の投票率が33%、過去最低ぐらいですかね。特に、19歳から21歳ぐらいの若い人が投票に行っていないと言われていたみたいですが、今回の選挙の啓発事業費や明るい選挙事業費の中に、そういう人に向けての何か新しい訴え方みたいなことは研究されているのか。

それと、諸外国ではまた、それに行ったら少しプレミアムというかポイントが付いたり、そんなこともあると思いますが、新しい投票率を上げるための何か方策みたいなものは考えているのか。ちょっとその辺についてお尋ねします。

今井市町村振興課長 おっしゃるとおり、20代の前半の投票率が非常に低くて、投票権が18歳に下がって、18歳、19歳の方は比較的高いんですけども、高校卒業してすぐぐらいの方の投票率が非常に低いのが現状です。なかなかその方々に対する広報は難しいです。ただ1点、そういう若い方は今、テレビや新聞を見ない方が多くて、SNSをよく見ているという状況も受けて、SNSでターゲットを絞った、20歳ぐらいの方にしか行かない広告を流すような取組もやっています。

それから、我々、小中学生に投票を体験してもらおう出前授業をやっているんですけども、ここ最近は、高校を卒業して専門学校に行く方にも対象を広げて、投票の模擬練習みたいなのをやってもらう取組もやっています。

いずれにしても、若者の投票率を上げるために、いろいろな取組をやりたいと考えて

います。

太田委員外議員 過去、東京都知事選挙とか兵庫県知事選挙とか、今回、何か今までの選挙と違ったような風潮ですかね。そういうSNSを使ったフェイクニュースも含めて、何かその辺のことが最近は傾向として見られるので、ちゃんとやっぱり訴えかけられる広報を今回考えられているのかどうか、考え方をお尋ねします。

今井市町村振興課長 SNSによる誹謗中傷が起こっている現状があり、それで兵庫県知事選挙等の投票行動に影響したというような状況もあります。

今、国で公職選挙法の改正をやっていますが、SNSによる誹謗中傷に対する規制とかは、表現の自由との兼ね合いがあり、今後検討していくという書きぶりになっているので、国の状況等をよく見ていきたいと考えています。

我々が行う広報としては、そういった誹謗中傷のない投票行動を促す広告を打つようにしているのですがいいんですけれども、なかなか規制が難しいのが現状です。

太田委員外議員 我々も当事者なんですけど、最近選挙違反になるかならないか非常にグレーゾーンの微妙なところで、何かそういう広報もされるんでしょうか。

今井市町村振興課長 選挙違反に対する広報は特に今のところ考えていないんですが、我々、選挙管理委員会があるので、もしこれはちょっとということがあれば、私どもの方に来ていただければと思います。

麻生委員長 投票率に関しては、委員の皆さん方もそれぞれ御尽力の上で、政治の役割をしっかり果たしていければ投票率も上がるかと思えますので、そのことを申し上げておきたいと思えます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した企画振興部、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委

員事務局関係部分も含めて、採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案令和7年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第2号議案令和7年度大分県公債管理特別会計予算について御説明します。お手元の令和7年度予算に関する説明書を抜粋した総務企画委員会資料の10ページをお開きください。

この特別会計は、県債の借換に関する経費を別管理とすることにより、一般会計の実質的な予算規模を把握しやすくするとともに、公債費の経理を明確化することを目的として設置しているものです。

予算額は、総括表の本年度予算額にあるように1,289億7,385万円で、前年度予算額と比較すると39億1,118万2千円の増となっています。

その内容ですが、11ページをお願いします。

まず、歳入についてです。上から二つ目の第1款第1項繰入金第1目一般会計繰入金は740億4,485万円で、前年度から17億8,518万2千円の増額となっています。これは、令和3年度に発行した県土強靱化関連の県債の償還開始などにより、通常債元金の繰入額が増加することなどに伴うものです。

中ほどの第2目基金繰入金99億円については前年度と同額となっています。これは満期一括償還に備えて、その一部を減債基金に毎年積み立てしてきたものを、償還に合わせて繰り入れるものです。

その下の第2項第1目県債450億2,900万円は全額借換債であり、過去に発行した借換え予定債の額が前年度より21億2,600万円多かったことから増となっているものです。

次に、歳出についてです。12ページを御覧ください。

上から二つ目の第1款第1項公債費第1目元金については1,230億2,826万8千円と、前年度から38億614万8千円の増となっています。これは歳入で説明したとおり、令和3年度に発行した県土強靱化関連の県債の償還開始や借換の増などによるものです。

その下の第2目利子58億1,959万4千円については、借入の想定利率を1.9%から2.0%に変更したことなどにより1億542万5千円の増となっています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 第14号議案包括外部監査契約の締結について御説明します。議案等説明資料の13ページをお開きください。

1議案の概要ですが、令和7年度の包括外部監査契約の締結にあたり、地方自治法の規定に基づき議決をお願いするものです。

次に2契約の内容ですが、契約の始期を令和7年4月1日、契約の金額を1,414万6千円を上限とする額、契約の相手方を公認会計士の栗林栄太氏としています。なお、包括外部監査契約については令和4年度から6年度まで公認会計士の吉富健太郎氏に監査人をお願いしていましたが、地方自治法上、連続して4回、同

一の者と契約を締結してはならないとされていることから、令和7年度については、日本公認会計士協会南九州会大分県部会から御推薦いただいた栗林氏と契約を締結したいと考えています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、執行部の説明を求めます。

岩下法務室長 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について説明します。資料の14ページをお開きください。

本議案は、刑法の改正により新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の整備を行うものです。

法改正の概要を御覧ください。令和4年6月、罪を犯した者についての処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための法整備の一つとして、刑法等の一部を改正する法律が制定されました。その中で、刑法が定める刑の種別について、懲役と禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設する改正が行われました。

現行の刑法の懲役では、刑務作業が犯罪に対する制裁として受刑者に一律に科されていましたが、改正後の刑法の拘禁刑では、刑務作業は一律ではなく、受刑者の改善更生の目的から、指導との組合せで個々の受刑者の特性に応じ柔軟に実施されることとなりました。

その下の条例改正の概要ですが、今回の整備条例は、①県の25の条例を対象に、条例中の罰則規定又は人の資格に関する規定で用いられている懲役と禁錮を拘禁刑に改めるものです。罰則規定の例として資料左に大分県税条例第38条の11で定めている1年以下の懲役を1年以下の拘禁刑に改正するものです。

また、人の資格に関する規定の例として資料右側に職員等の旅費の支給に関する条例を記載しています。第3条第3項において、旅費を支給しない場合として、禁錮以上の刑に処せられた場合を定めていますが、この部分を拘禁刑以上の刑に処せられた場合に改正するものです。あわせて、②整備条例には、条例の改正前にした行為の処罰等に関する経過措置も設けます。

施行期日ですが、改正刑法の施行日である令和7年6月1日としています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案は関係する農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第17号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について御説明します。資料の16ページを御覧ください。

まず1番、狩猟免許関係事務についてです。表に記載している狩猟免許及び狩猟者登録関係

手数料については、鳥獣被害防止に向け狩猟者の確保を図るために、平成29年度から有害鳥獣捕獲の従事者について全額減免を実施しています。これまでの減免の効果等により、現時点では、狩猟者数が増加し被害額は減少していますが、今後減免を実施しない場合、高齢の狩猟者の引退により狩猟者数が減少し、被害額が増加するおそれがあります。新たな農林水産業振興計画の目標である令和15年度の被害額0.9億円以下の達成に向けては、狩猟者の確保に向けた取組の継続が不可欠であることから、今回、有害鳥獣捕獲の従事者に対する減免期間を令和15年度まで延長するよう改正するものです。

次にその下の2番、自動車保管場所関係事務については、法改正により保管場所標章が廃止されたことに伴うものです。データベースが整備されたことにより、標章によらず自動車の保管場所の確認が可能となったことから、交付手数料を廃止するものです。

次にその下の3番、宅地建物取引業法関係事務については、宅建業の免許更新申請について、オンライン申請受付の開始に合わせ、政令において新たな区分が新設されたことに伴うものです。右側のコメ印に記載のとおり、オンライン申請ではシステムの自動データ連携によって職員の入力作業が不要になることから、書面申請と比較して手数料が低額となるので、国が定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令、いわゆる標準令にあわせ2万6,500円に設定します。

最後に4番、建築士法関係事務については、国土交通省からの通知に基づく建築事務所登録手数料の積算根拠に変動が生じたことに伴うものです。右側の上のコメ印に記載のとおり、主な変動内容は事務の実態に合わせ、所要時間の追加に伴う人件費や事務所賃料などの物件費が増額されたほか、1級建築士事務所と2級・木造建築士事務所の所要時間が同じくらいかかっているとされたことなどによるものです。

表に記載のとおり、現行は1級1万7千円、2級・木造が1万2千円であるところを、共に

2万3千円に改正するものです。

なお、施行期日は全て令和7年4月1日としています。

麻生委員長 これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは、私から質疑します。

今回、4件の使用料及び手数料条例の改正議案が上がってきていますが、それぞれに積算根拠に変動が生じたこととか理由があるんですね。例えば狩猟免許に関しても、狩猟者の数の確保が必要だということで、減免の延長だという理由が示されているんですけども、根本的に、この使用料及び手数料条例に関しては、歳入の中に減免を前提としない予算をちゃんと表記すべきだと、その上で減免額がいくらになっているかを記載すべきだという指摘をしました。

その理由は、クラサドーム大分に関して、漫然と全額減免をずっと続けてきて、18億を超える減免額になっている事実を指摘しているかと思っています。そういったこともひっくるめて、それぞれに理由があるんですけど、毎年、やっぱりいわゆる使用料及び手数料条例の根本的な部分、それが時代に合っているのかどうかをしっかりとチェックしていく必要があるかと思うので、そのことを強く指摘をします。実は昨日、クラサドームの分については、企画振興部長も出席した内外情勢調査会の中で、使用料に関しては、見るスポーツとするスポーツの、アリーナやスタジアムの根本的なありようが変わってくる中で、収益分配契約方式とか、全く新しい形の中で出ていると。当然、それに伴う使用料・手数料条例も、収益分配方式に合った契約方法や条例改正をしていかないといけないのですが、まだ日本ではそういう先進事例がないみたいですね。アメリカでは実際にやっていると、成功していることでもありますし、民間であれば、北海道日本ハムファイターズの事例があるので、よく研究をして、使用料及び手数料条例は毎年やっぱりチェックをしていく。あるいは、ここでもあるように、同じ減免をずっと延長し

ても、狩猟者の数が確保できていないことになると、根本的な問題が、やっぱりやり方が違っているんだろうから、毎年そういったことをチェックして見直しをしていくことが重要になってこようかと思うので、そのことを指摘しておきたいと思います。

小野財政課長 御指摘ありがとうございます。

おっしゃるように、減免をするしないについては、いろんな判断というか議論をしていただいた上で、そうだねというふうにするのか、いや、やり方を変えたほうがいいんじゃないかという議論するのは大事なことだと思います。

予算特別委員会の際にも私から申しましたが、残念ながら今のところ、そういった減免については、当初予算に係るいろんな資料がありますけれども、予算説明書にしても予算概要にしても、記載していない状況です。

片や、例えば減免をしなくて、その経費を補助として出すときは、歳出予算としてしっかり議論ができるので、やり方は、二重でやるよりは減免が事務処理がいいという場合でも、減免をすることについて予算の中で議論ができるように、どういった形で表記するのがいいかは今検討しているのですが、何らかの形で対応をしていきたいと思っています。

麻生委員長 検討する、前向きにやるということでもありますので、それ以上は申し上げませんが、包括外部監査とか、そういった専門家によるテーマ設定の中でも、そういう部分をプロフェッショナルから提言していただくことも方法ではないかなと思っていますし、そういったことも提言として申し上げておきたいと思っています。

委員外議員の方は、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について、農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第18号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案は関係する農林水産委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

今井市町村振興課長 それでは第18号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。資料の17ページをお願いします。

この条例は、県の権限に属する事務のうち、市町村が処理することとする範囲を定めた条例ですが、今回農地法の一部改正を受けて、別表1に規定する各市町村に移譲している農地法に基づく事務について改正を行うものです。

法改正の概要ですが、農地の適正かつ効率的な利用の促進を図るため、農地転用に係る手続が厳格化されることとなりました。具体的には①にあるとおり、転用許可をするにあたり条件を付けることが義務化されました。これまでも事務処理要領に基づき、必要な条件を付けていましたが、これを法制化することで違反転用があった場合の指導や処分をしやすくするものです。また②にあるとおり、違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、期限までに措置を講じない場合等に、その旨を公表する仕組みが創設されています。

次に条例改正の内容ですが、農地法に基づく農地転用許可等に関する事務については、既に関係市町村に移譲していますが、今回の法改正に伴い追加変更される事務についても関係市町村との協議が整ったので、所要の改正を行うものです。

なお、許可の条件については、現在も要領に基づき付与していること、違反転用に対する措置については、県内においてこれまで指導等に従わない悪質な事例がないこともあり、現状では市町村の事務量が増える見込みはないと考えています。

施行期日は、改正法の施行の日である令和7

年4月1日としています。

麻生委員長 説明が終わったので、質疑に入ります。

委員の方から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

なお本案について、農林水産委員会の回答は原案のとおり可決すべきとのことですが、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてですが、本案については関係する福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

三浦人事課長 第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明します。資料の18ページを御覧ください。

まず改正理由ですが、給与改定については人事委員会が毎年、地方公務員法の趣旨を踏まえ県内民間と県職員の給与水準を比較し、国や他県の動向等も考慮の上勧告する仕組みとなっています。勧告内容のうち月例給、ボーナスの改正については令和6年第4回定例会で議決をいただいています。

今回の改正内容は、国家公務員において人材確保等の観点から時代の要請に即した給与制度、いわゆる給与制度のアップデートや休暇制度の見直しが行われており、本県でも国家公務員に準じた見直しについて人事委員会から勧告及び報告を受けたことから、その内容を尊重して国及び各県の改正状況等も考慮の上、一般職員等の給与及び休暇・勤務時間について、改正を行うものです。

主な改正内容について御説明します。

最初に一般職員の給料・手当についてです。主なものについてはまず、扶養手当についてですけれども、働き方の社会情勢変化を踏まえて配偶者に係る扶養手当を廃止し、一方で、子に要する経費の実情を踏まえて子に係る手当額を引き上げるものです。

次に、地域手当について、地域手当の支給割合は国において10年ごとにそれぞれの地域の民間賃金状況を踏まえて見直しを行っており、今回、支給割合が見直しされたことから国に準じて改正を行うものです。扶養手当と地域手当の改正にあたっては、急な手当額の変化となることを防ぐため経過措置期間を設けて緩やかな減額・増額を行うこととしています。

次に、在宅勤務等手当について、職員が在宅勤務をする際の光熱水費等の負担軽減の観点から、新たに手当を新設するものです。

次に、休暇・勤務時間について、地方公務員育児休業法の中で、育児のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる部分休業の制度がありますが、これまで小学校就学前の子の育児にしか利用できなかったことから、今回小学校3年生までの子について、取得できるように措置するものです。なお、給与上の取り扱い部分は部分休業と同様、無給としています。

また、現在3歳未満の子を養育する職員は育児のため時間外勤務の免除を請求することができますけれども、育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日から請求の対象が小学校就学前の子に拡大されることを踏まえて、本県においても所要の改正をするものです。

任期付職員・任期付研究員についても、人事委員会勧告及び報告等を受けて給与及び休暇・勤務時間の改正を行うものです。

次に、説明資料の19ページをお開きください。

参考として改正条例一覧を記載しており、それぞれの改正条例の対象者及び主な改正内容を記載しています。施行日については、国と同様に令和7年4月1日から施行することとしています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ちょっと1点聞いていい。子育て部分休暇とか、時間外勤務の免除という部分で説明をいただいたんだけど、例えば、パートナーが2人とも県庁職員だったと。お子さんか何らかの理由で休むとき、同じときに2人とも休暇が取れるんですか。

三浦人事課長 特に、1人だけしか取れないことは考えていませんので、現時点では2人とも取れる取扱いになるかと思えます。

麻生委員長 ということですね、はい。是非これは商工観光労働部とも連携を図って、子育て満足度日本一なので、目指すのであるならば、そういったことをもっと県庁だけじゃなくて民間もできるように、どうすればできるのか考えていく必要があるかと思うので、そういった問題認識を持って取り組んでいただければなおお願いしておきたいと思えます。

委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

なお本案については福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会の回答は全て原案のとおり可決すべきとの回答です。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案職員の退職手当に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

三浦人事課長 第20号議案職員の退職手当に関する条例の一部改正について御説明します。資料の20ページを御覧ください。

まず、1の改正内容の(1)ですが、今年度5月に雇用保険法等の一部を改正する法律が成立し、いわゆる失業手当の制度が見直されたことから改正を行うものです。

雇用保険法の一部改正により、図の赤の太枠の中にある就業手当が廃止されることに伴い、職員が退職し失業手当に相当する退職手当の支給中にアルバイト等に再就職した場合に支給される手当を廃止するものです。

次に(2)についてですが、国の法改正に伴い条ずれ等の規定の整備を行うものです。

最後に2の施行日についてですが、雇用保険法の施行期日である令和7年4月1日とし、(2)の規定の整備については、公布の日に施行したいと考えています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 就業手当、アルバイト等に再就職した場合、これまで30%出ているものがなくなるということなんですけれども、そういうアルバイト等に再就職した場合は、何もこういう手当がないのですか。

三浦人事課長 今回廃止ということなので、基本的にないのですけど、国は制度的に、アルバイト等に就職するよりは、きちんと正規の業に就職という政策的な促しもあるのかなとは思っています。

それと、基本的に雇用保険法については、県の職員については対象外ということになっているので、実際、県の職員が退職したときにこういったことが考えられる場合については、雇用保険法が適用される民間の方が辞めたときの失業手当と県の職員が辞めたときに出る退職手当を比較したときに、退職手当の方が少ないという場合に、こういった手当が実際支給されることになっています。現実的には、県の職員が退職したときに退職手当の方が少ない場合は、就職して2年から3年ぐらいの職員に限られるので、これまでほぼ適用例はないと考えています。

麻生委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これより

採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。①から③について、一括して説明をお願いします。

渡辺県有財産経営室長 私からまず初めに、大分県公共施設等総合管理指針の改定(案)について御説明します。総務企画委員会資料の22ページを御覧ください。

本指針の改定については、昨年12月の本委員会で骨子案を報告したところですが、このたび改定案を取りまとめたので御報告します。

1 公共施設等の現況と課題ですが、今後急速に老朽化が進み、更新や維持管理に必要な費用が増加するおそれがあるのに加え、人口減少による利用需要等の変化や脱炭素化、DXといった新たな課題への対応が求められています。

次に2 これまでの取組の成果と今後の方針ですが、予防保全型維持管理による施設の長寿命化や施設総量の縮小を両輪として進めてきたところであり、今後も継続していきたいと考えています。施設の長寿命化の指標である(1)資産老朽化比率は、令和16年度に75.4%まで上昇するところを、71.6%まで引き下げることを目標とします。また、(2)県有建築物の施設総量については、令和5年度末の棟数を下回るよう努めます。

次に右側3取組の方向性ですが、県有建築物、公共インフラ施設ともに(1)から(3)までをそれぞれ三つの柱に据え、推進していきます。

まず、(1)長寿命化の推進です。県有建築物は、築後20年、40年、60年を目安に、計画的な予防保全工事を行い、施設を80年程度利用することを目指します。公共インフラ施設は、橋梁やトンネル等の5年ごとの法定点検のように点検・診断を着実にを行い、優先順位を定め計画的な維持・補修を行います。

次に（２）県有建築物の施設総量の縮小やインフラストックの適正化です。県有建築物は施設の利用状況などを踏まえ、用途廃止や集約化を行うとともに、公共インフラ施設は必要性や費用対効果を十分に検証し、施設の新設・更新等を行います。

最後に（３）多様な施策・主体との連携です。脱炭素化の推進では、現在建設中の別府総合庁舎でZEB Ready（ゼブレディ）認証を取得しており、今後も県有建築物の新築・改修時におけるZEB化等の省エネ性能向上などに取り組みます。DXの推進では、レーザーと高解像カメラを搭載した専用車両による走行点検など新技術等の活用に取り組みます。加えて、地域材の利用の推進など、多様な施策との連携を推進します。

また、PPP/PFIなど民間活力の導入を推進するとともに、市町村との連携では、例えば跨線橋の点検について、県が市町管理分をあわせて一括発注を行うことで負担軽減を図り、その際に健全性の判定を合同で実施することで、職員の技術力向上にも取り組んでいきます。

Side Booksのフォルダに改定案の全文を格納しているので、改めて御確認いただくようお願いします。

続いて総務企画委員会資料の23ページを御覧ください。

令和5年8月に契約した別府総合庁舎建替工事の進捗状況について御説明します。

1 工事概要ですが、本工事は県税事務所、保健所、土木事務所、教育事務所の4所属を集約した新たな庁舎棟や倉庫などを建設するものであり、事業方式はDBO方式、設計・建設・維持管理を一括発注する方式により実施しています。

その下、2 工事実施状況ですが、地盤工事や基礎工事は既に完了し、現在は庁舎棟の5階部分の躯体工事を行っているところであり、今月からは内装工事にも着手しています。

右の欄、3 工期の変更ですが、令和8年3月15日までの5か月間、工期の延長を見込んでいます。変更理由の一つは、杭工事への工法変

更や地下埋設物への対応に伴う地盤工事に3か月の工期延長が必要となったことによるものです。

契約後に行う地質調査により地盤下部に軟弱層があることが判明したため、工法を地盤改良工法から場所打ちコンクリート杭工法へ変更したほか、杭・基礎工事での掘削の際、一番右の写真にありますが、別府石と呼ばれる火山岩が多く出てきたため、その撤去、搬出等の対応に日数を要したものです。

二つ目は、新庁舎への移転後に行う現庁舎の解体工事において、仕上げ材にアスベストが含まれていることが判明したため飛散防止対策や除去対応に2か月の工期延長を予定しています。

4 今後の方針ですが、工期の延長や物価高騰を含めた事業費の増額による変更契約を締結する予定でして、令和7年第3回定例県議会において変更契約に係る議案を上程したいと考えています。また、庁舎の供用開始は令和7年9月を予定しています。

総務企画委員会資料の24ページを御覧ください。大分総合庁舎（仮称）の新設に向けた取組について御説明します。

1 概要ですが、大分土木事務所と県庁舎別館にある中部振興局を移転・集約し、明野地区に大分総合庁舎を新設し、災害対応力の強化や利用者の利便性向上などを図るものです。

2 令和6年度の取組の（１）PFI等導入可能性調査ですが、この事業がPFI事業として成立するかを判断するための調査を実施しました。民間資金等を活用したいいわゆるPFI事業による建設よりも県による公的機関による資金調達の方が優位となっていますが、今後、調査結果を参考に総合的に事業方式を判断していきます。また、（２）土地取得に向けた地権者との協議や（３）移転所属など関係所属との協議を行っているところです。

3 についてですが、令和7年度は（１）にあるとおり基本計画の策定を行うこととしており、機能性や利便性などの観点から課題や条件を整理し、新庁舎の位置や規模、ゾーニングなどを検討します。検討にあたっては、災害対策本部

の代替機能やオフィス改革、DX化の推進を踏まえた新たな執務環境整備といった視点も踏まえ、新庁舎の基本となる計画を作成します。

また、(2)建設予定地の対応として、引き続き地権者との協議や地元住民への対応を丁寧に行っていくほか、業者選定に向けて必要な測量調査や地盤調査も行いたいと考えています。

4今後のスケジュールについては事業方式などにもよりますが、令和11年度頃の完成を目指して取り組みます。

麻生委員長 まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑もないので、次に④と⑤について、一括して説明をお願いします。

木口電子自治体推進室長 私から、行政のデジタル化について説明します。総務企画委員会説明資料の25ページを御覧ください。

まず、行政手続の電子化とキャッシュレス対応の令和6年度の取組状況についてです。1行政手続の100%電子化と2公金収納のキャッシュレス対応については、県民サービスの向上と県の業務効率化に向けて、いずれも令和3年度に工程表や実行計画を策定して、令和4年度から3年間、取組を進めてきました。本年度末までに、行政手続の電子化は全3、185手続の電子化を完了する見込みです。また、キャッシュレス対応は、運転免許センターをはじめ94か所の納付窓口で開始しています。さらに、手数料納付を伴うオンライン申請についても、オンラインで手数料納付まで完結できるように取り組んでいます。今後は、3のとおり利用者への周知など、利用促進に取り組みます。

続いて26ページを御覧ください。

ICTツールを活用した業務改善等についてです。1ICTツールを活用した業務改善については、人口減少社会において限られた人員体制で行政サービスを維持していくため、業務効率化を目的に昨年10月から開始しました。本

年度の85の班での試行に続いて、令和7年度は約720の知事部局等の全ての班での本格実施に移行します。

次に、2生成AIの検証についてです。生成AIは業務効率化やサービス向上に画期的な効果をもたらす可能性があり、本県でも検証を進めています。本年度は外部と隔離した安全な環境を構築して、効率化可能な業務の洗出しを行いました。アイデア出しや情報収集など、膨大なデータから平均的な回答を作成する業務、文章のたたき台作成、文章要約などの自然な日本語を作成できる大規模言語モデルの利点を活用する業務では、比較的有用性が見込めるものの、正確な情報や詳細情報、最新情報が求められる業務では、有用な回答が得られにくいことが分かりました。令和7年度は、より有用な回答を得られる指示文の検証や有効利用事例のさらなる調査を行い、利用環境の整備を進めます。

27ページを御覧ください。

市町村のデジタル外部人材確保への支援についてです。市町村においても、特に小規模団体では、デジタル化業務に従事できる人員の確保が厳しく、推進のネックとなっています。県では、令和5年度にベンダーからのSE派遣等、即戦力となるデジタル外部人材の確保経費に対して2分の1補助を開始しました。本年度までに6団体で活用され、オンライン申請化やノーコードツールのアプリ開発を支援するなど、着実に成果を出しています。加えて今年度は、新たな取組として市町村を支援するデジタルスキルを有した民間人材の公募を始めています。人材リストとして取りまとめ、来月頭には県内市町村に提供する予定です。先週末時点で延べ13名の方から応募いただいています。

県民に身近な市町村行政のデジタル化は、県民の利便性向上に不可欠なので、引き続き丁寧に支援していきます。

三浦人事課長 大分県人材育成・確保基本方針の策定について報告します。総務企画委員会資料の28ページをお開きください。

この方針は大分県職員の人材確保や人材育成に係る基本的考え方を定めたもので、新たな長

期総合計画及び行財政改革推進計画の内容を踏まえるとともに、国のガイドラインの改定を反映して、この3月に策定したものです。

資料右上のグラフを御覧ください。前回方針を策定した平成27年は男性職員や年配の職員が多いことが特徴的でしたが、令和6年では若手職員や女性職員が増加しており、職員構成が大きく変化しています。

近年、技術職においては獣医師をはじめ、土木、農業など採用必要数を充足できていない状況も続いており、また職員の定着に向けてやりがいの創出や働きやすい職場環境づくりも重要です。さらには行政DX推進に向けた、職員のデジタルスキル向上も求められています。

こうした課題を踏まえ、新たな方針では人材確保、人材育成、職場環境の整備、デジタル人材の育成・確保を取組項目として定め、それぞれを連動させながら推進するとともに、職員にもしっかりと浸透させていきたいと考えています。

具体的な取組としては、採用困難な技術職等における効果的な試験方法の検討や専門知識の向上に向けた国や海外への研修派遣、職員のデジタルスキルの向上に取り組んでいきます。さらに働きやすい職場環境づくりに向けて、職場の風通しを良くするとともに、仕事と子育て・介護の両立を支援していきます。

今後も人材確保や職員の定着につながるよう、職員誰もが働きやすく活躍できる組織に向けて取り組んでいきます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、次に⑥と⑦について、一括して執行部の説明をお願いします。

岩男税務課長 大分県税条例等の一部を改正する条例案について御説明します。総務企画委員会説明資料の29ページを御覧ください。

1 改正理由にあるとおり、現在国会で審議中の地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が可決成立した場合、当該法律中に本年4月1日から施行される規定があることから、地方自治法の規定に基づいて、大分県税条例等の関係する部分について、専決処分により改正したいと考えています。

2 主な改正内容について説明します。(1) 自動車税環境性能割に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長については、アにあるとおり、公共交通移動等円滑化基準に適合した車両、いわゆるバリアフリー車両を取得した場合に、課税標準である取得価格から、右のコメ印1に記載している、その車両に応じた額を控除するという特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長するものです。

次に、イにあるとおり、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したバス・トラック等を取得した場合に、課税標準から175万円を控除する特例措置についても、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長するものです。(2)のその他についてですが、引用条項の改正等に伴う規定の整備を行うものです。

3 施行期日については、令和7年4月1日としています。なお、これ以外の改正事項については、改めて第2回定例会で御審査いただく予定です。

木部学事・私学振興課長 大分県教育大綱の改訂について御説明します。総務企画委員会資料の30ページを御覧ください。

まず教育大綱の位置づけについてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日から知事が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を大綱として定めることとされています。

次に、本県における策定の状況です。さきほど申した法改正を受け、平成27年6月に県長期総合計画や県長期教育計画の内容を踏まえ、本県の教育大綱を策定し、その後令和2年3月に一部改訂し、今年度末が終了期間となっています。

次に、今回の大分県教育大綱の改訂について

です。昨年9月に県議会の議決をいただいた、県の最上位計画である安心・元気・未来創造ビジョン2024を踏まえ、教育大綱を策定しています。

対象期間は令和7年度からビジョン中間見直し年である令和10年度末までであり、これまでの三つの基本方針は維持しつつも、多様な学びの保障や質の高い教育が求められていることから、表現を下線部のとおり追加しています。

資料の一番下に記載のとおり、大分県教育大綱はビジョン2024のうち、教育大綱で定めるべき教育、学術及び文化の振興に関する部分を三つの基本方針の区分に応じて整理して取りまとめたもので、教育大綱本文については、Side Booksのフォルダに格納しているので、改めて御確認ください。

この教育大綱は、先週3月13日に開催された総合教育会議で知事と教育委員で協議しており、今後とも教育に関する諸課題の解決に向けて、知事部局と教育委員会の連携を深めていきます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はありませんか。

守永委員 すみません、報告⑥の課税標準の特例措置の適用期限の延長のバリアフリー性能の付けられた自動車に係る部分なんですけれども、これ、現在適用されている車両の数とかは分かるのでしょうか。

岩男税務課長 令和5年度の実績を申し上げますと、ノンステップバスで6台、それから、その右側にある空港アクセスバス2台にこの特例措置が適用されています。それ以外については、昨年度は適用はありませんが、この適用の以前に、上にあるとおり、取得価格に税率をかけて税額を求めますけれども、その税率のところ、燃費基準の達成度合いによって、税率が非課税から3%まであります。そういった中で、一番右側にあるユニバーサルデザインタクシーは、37台がこれを適用せずに、既にその以前で非課税になっているというように、登録の状況を把握しています。

麻生委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、最後に私から一言、御挨拶を申し上げます。

〔麻生委員長挨拶〕

〔渡辺総務部長挨拶〕

麻生委員長 ありがとうございました。

それでは、このたび御勇退される方からも一言お願いします。

〔佐藤県政情報課長挨拶〕

麻生委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもって総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。委員の皆様はこの後内部協議を行うので、お残りください。

〔委員外議員、総務部退室〕

麻生委員長 それでは、協議事項に入ります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは、本日の委員会が今年度の最後の委員会となるので、委員会を終わるにあたって、私から一言御挨拶を申し上げます。

〔麻生委員長挨拶〕

麻生委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。